

目 次

長崎大学大学院学則	1
長崎大学学位規則	2 9
長崎大学大学院医歯薬学総合研究科規程	4 9
長崎大学大学院医歯薬学総合研究科学位審査規程	1 1 1
長崎大学長期履修規程	1 3 1
長崎大学大学院医歯薬学総合研究科における長期履修に関する内規	1 3 4
研究指導の委託に関する申し合わせ	1 3 5
長崎大学大学院医歯薬学総合研究科に所属する学生が海外渡航する際の申し合せ	1 3 6
長崎大学大学院医歯薬学総合研究科放射線看護専門看護師養成プログラム内規	1 3 7
諸手続等一覧	1 3 9
共同利用施設	1 4 1

長崎大学大学院学則

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 教育課程等（第7条の2—第17条の3）
- 第3章 課程の修了要件及び学位の授与（第18条—第22条）
- 第4章 入学，転学，休学，退学，再入学等（第23条—第37条）
- 第5章 除籍，表彰及び懲戒（第38条）
- 第6章 検定料，入学料及び授業料（第39条—第41条）
- 第7章 科目等履修生，研究生，特別聴講学生，特別研究学生，特別の課程及び外国人留学生（第42条—第46条）
- 第8章 教員の免許状授与の所要資格の取得（第47条）
- 第9章 国際連携専攻（第48条—第58条）
- 第10章 雑則（第59条—第61条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 長崎大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、国立大学法人長崎大学基本規則（平成16年規則第1号）第3条に規定する理念に基づき、実践的問題解決能力と政策立案能力を有し国際的問題及び地域の諸課題を解決しうる高度専門職業人並びに豊かな創造的能力を有し先導的知を創生しうる研究者を養成し、もって広く人類に貢献することを目的とする。

2 本学大学院の修業年限，教育課程，教育研究組織その他の学生の修学上必要な事項については、この学則の定めるところによる。

（教育研究上の目的の公表等）

第1条の2 各研究科は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を研究科規程に定め、公表するものとする。

（課程）

第2条 本学大学院の課程は、修士課程，博士課程及び専門職学位課程（学校教育法（昭和22年法律第26号）第99条第2項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とする。

- 2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を受け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。
- 3 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。
- 4 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

(研究科，専攻，課程及び収容定員)

第3条 研究科の専攻及び課程は、次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	
多文化社会学研究科	多文化社会学専攻	修士課程	
教育学研究科	教職実践専攻	専門職学位課程	
経済学研究科	経済経営政策専攻	前期2年 の課程	博士課程
	経営意思決定専攻	後期3年 の課程	
工学研究科	総合工学専攻	前期2年 の課程	博士課程
	生産システム工学専攻	後期3年 の課程	
		グリーンシステム創成科学専攻	博士課程
水産・環境科学総合研 究科	水産学専攻，環境科学専攻	前期2年 の課程	博士課程
	環境海洋資源学専攻	後期3年 の課程	

	海洋フィールド生命科学専攻	博士課程	
医歯薬学総合研究科	保健学専攻	修士課程	
	災害・被ばく医療科学共同専攻		
	医療科学専攻，新興感染症病態制御学系専攻，放射線医療科学専攻，先進予防医学共同専攻	博士課程	
	生命薬科学専攻	前期２年の課程	博士課程
		後期３年の課程	
熱帯医学・グローバルヘルス研究科	グローバルヘルス専攻	前期２年の課程	博士課程
		後期３年の課程	
	長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻	後期３年の課程	

- 2 経済学研究科，工学研究科（グリーンシステム創成科学専攻を除く。），水産・環境科学総合研究科（海洋フィールド生命科学専攻を除く。），医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻の博士課程は，前期２年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期３年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し，博士前期課程は，修士課程として取り扱うものとする。
- 3 教育学研究科教職実践専攻は，専門職学位課程のうち専門職大学院設置基準（平成１５年文部科学省令第１６号）第２６条に規定する教職大学院の課程とする。
- 4 医歯薬学総合研究科災害・被ばく医療科学共同専攻は第７条の５に規定する共同教育課程として福島県立医科大学と共同実施する修士課程とし，医歯薬学総合研究科先進予防医学共同専攻は第７条の５に規定する共同教育課程として千葉大学及び金沢大学と共同実

施する博士課程とする。

- 5 熱帯医学・グローバルヘルス研究科長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻は、ロンドン大学衛生・熱帯医学大学院と連携して教育を実施する博士後期課程とする。

- 6 研究科の収容定員は、別表第1のとおりとする。

(講座)

第4条 前条第1項に掲げる研究科に、講座等を置くことができる。

- 2 前項の講座等は、別に定める。

(標準修業年限)

第5条 教育学研究科専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。ただし、教育上の必要があると認められる場合は、学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、1年以上2年未満の期間又は2年を超える期間とすることができるものとする。

- 2 前項の場合において、1年以上2年未満の期間とすることができるのは、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じない場合に限る。

- 3 多文化社会学研究科多文化社会学専攻、医歯薬学総合研究科保健学専攻及び災害・被ばく医療科学共同専攻の修士課程の標準修業年限は2年とする。

- 4 熱帯医学・グローバルヘルス研究科の博士課程の標準修業年限は5年(同研究科グローバルヘルス専攻の博士前期課程に置く熱帯医学コースを修了し、博士後期課程に進学した者にあつては4年)とし、博士前期課程の熱帯医学コースの標準修業年限は1年、熱帯医学サテライトコース、国際健康開発コース、国際健康開発サテライトコース、ヘルスイノベーションコース及びヘルスイノベーションサテライトコースの標準修業年限は2年とし、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

- 5 経済学研究科、工学研究科、水産・環境科学総合研究科及び医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻の博士課程の標準修業年限は5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

- 6 医歯薬学総合研究科医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻、放射線医療科学専攻及び先進予防医学共同専攻の博士課程の標準修業年限は、4年とする。

(在学期間)

第6条 本学大学院における在学期間は、前条に規定する標準修業年限の2倍を超えること

ができない。

(学年、学期及び休業日)

第7条 本学大学院の学年、学期及び休業日は、長崎大学学則（平成16年学則第1号。以下「本学学則」という。）第7条から第9条までの規定を準用する。

第2章 教育課程等

(教育課程の編成方針)

第7条の2 各研究科（教育学研究科を除く。）は、当該研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 前項の教育課程の編成に当たっては、各研究科は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

3 教育学研究科は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(博士課程教育リーディングプログラム)

第7条の3 本学大学院に、専門分野の枠を超え俯瞰力と独創力を備え、広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーを養成する教育を行う博士課程教育リーディングプログラムを開設する。

2 前項の博士課程教育リーディングプログラムの名称並びに実施する研究科及び専攻は、次の表のとおりとする。

名称	研究科	専攻
熱帯病・新興感染症制御グローバルリーダー育成プログラム	医歯薬学総合研究科	新興感染症病態制御学系専攻

3 博士課程教育リーディングプログラムに関し、必要な事項は、別に定める。

(卓越大学院プログラム)

第7条の4 本学大学院に、新たな知の創造と活用を主導し、次代を牽引する価値を創造するとともに、社会的課題の解決に挑戦して、社会にイノベーションをもたらすことができる博士人材を育成する教育を行う博士課程の卓越大学院プログラムを開設する。

2 卓越大学院プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(共同教育課程の編成)

第7条の5 研究科は、教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、第7条の2第1項の規定にかかわらず、他の大学院が開設する授業科目を、当該研究科の教育課程の一部とみなして、当該研究科及び他の大学院ごとにそれぞれ同一内容の教育課程を編成することができる。

2 前項に規定する教育課程（以下「共同教育課程」という。）を編成する研究科及び他の大学院（以下「構成大学院」という。）は、当該共同教育課程を編成し、及び実施するための協議の場を設けるものとする。

（教育方法）

第8条 各研究科（教育学研究科を除く。）における教育は、授業科目の授業及び研究指導により行う。

2 前項の授業については、本学学則第32条の規定を準用する。

3 教育学研究科における教育は、授業科目の授業により行う。この場合において、教育学研究科は、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うよう配慮しなければならない。

4 前項の授業については、十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる場合に限り、本学学則第32条第2項の規定を準用することができる。

第8条の2 前条の授業は、教授、准教授、講師又は助教が担当する。

2 前条の研究指導は、教授が担当するものとする。ただし、特に必要があるときは、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第9条に掲げる資格を有する准教授、専任の講師又は助教が担当することができる。

（単位の計算方法）

第9条 本学大学院における単位の計算方法については、本学学則第33条の規定を準用する。

（履修方法等）

第10条 各研究科における授業科目の内容及び単位数並びに研究指導の内容並びにこれらの履修方法については、各研究科において定めるものとする。

（履修科目の選定）

第11条 履修する授業科目の選定は、指導教授の指示に従うものとする。

（考査及び単位の授与）

第12条 学生が一の授業科目を履修した場合には、考査を行い、合格した者に対しては、

単位を与える。

- 2 考査は、試験、研究報告その他の方法により行うものとする。

第13条 授業科目の成績は、A、B、C及びDの評語をもって表し、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、研究科が教育上有益と認めるときは、研究科規程の定めるところにより、授業科目の成績を異なる評語で表すことができる。

- 3 不合格の授業科目については、再試験を行うことがある。

(教育方法の特例)

第14条 本学大学院の課程において、教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により、教育を行うことができる。

(成績評価基準等の明示等)

第14条の2 各研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 各研究科は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第14条の3 各研究科は、当該研究科の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(他の研究科等における履修等)

第15条 学長は、第11条に規定する履修科目の選定に当たって指導教授が教育上必要と認めるときは、所属研究科の教授会の議を経て、他の専攻又は研究科の授業科目を指定して、履修させることができる。

- 2 前項に規定する他の研究科の授業科目の履修については、あらかじめ当該他研究科と協議の上、実施するものとする。

- 3 前2項の規定により履修した授業科目の修得単位は、各研究科の定めるところにより、第18条、第19条又は第20条に規定する単位とすることができる。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第15条の2 学生が他の大学院の授業科目を履修することが教育上有益であると各研究科において認めるときは、あらかじめ当該他の大学院と協議の上、学生が当該他の大学院

の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定に基づき学生が履修した授業科目について修得した単位は、10単位（教育学研究科にあつては、修了要件として定める単位数の2分の1）を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定は、学生が、第16条の規定により外国の大学院に留学する場合、休学期間中に外国の大学院の授業科目を履修する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。ただし、教育学研究科にあつては、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合については、準用しない。

（入学前の既修得単位の認定）

第15条の3 学生が本学大学院に入学する前に次の各号の一に該当する単位を有する場合において、教育上有益であると認めるときは、その単位を入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

（1） 大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位

（2） 大学院設置基準第15条の規定により準用する大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第1項に規定する科目等履修生として修得した単位

2 前項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、教育学研究科にあつては、第1項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、前条第2項及び第3項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数及び第20条の2第2項の規定により免除する単位数と合わせて修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとする。

（留学及び長期にわたる教育課程の履修）

第16条 本学大学院の学生の留学及び長期にわたる教育課程の履修については、本学学則

第24条及び第39条の規定を準用する。この場合において、第39条中「第4条に規定する修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、同条中「卒業」とあるのは「課程を修了」と読み替えるものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第17条 学長は、所属研究科の教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等とあらかじめ協議の上学生が、当該他大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 前項に規定する研究指導が外国において行われる場合は、これを留学として取り扱い、その期間は第18条、第19条又は第20条に規定する在学期間に算入する。

(履修科目の登録の上限)

第17条の2 教育学研究科は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

(共同教育課程に係る単位の認定等)

第17条の3 共同教育課程を編成する研究科は、学生が他の大学院において履修した当該共同教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該研究科における共同教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

2 共同教育課程を編成する研究科は、学生が他の大学院において受けた当該共同教育課程に係る研究指導を、当該研究科において受けた共同教育課程に係るものとみなすものとする。

第3章 課程の修了要件及び学位の授与

(修士課程及び博士前期課程の修了要件)

第18条 多文化社会学研究科多文化社会学専攻の修士課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、34単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

2 医歯薬学総合研究科保健学専攻及び災害・被ばく医療科学共同専攻の修士課程並びに博士前期課程の修了の要件は、当該課程に2年(2年以外の標準修業年限を定める学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、研究科規程に定める単位数以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在

学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

3 第5条第4項に規定する熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻熱帯医学コースの博士前期課程の修了の要件は、当該課程に1年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、特定の課題についての研究の成果又は修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

4 第5条第4項に規定する熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻の熱帯医学サテライトコース、国際健康開発コース、国際健康開発サテライトコース、ヘルスイノベーションコース及びヘルスイノベーションサテライトコースの博士前期課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、特定の課題についての研究の成果又は修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

5 共同教育課程である修士課程の修了要件は、第2項に定めるもののほか、それぞれの構成大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により10単位以上を修得することとする。ただし、当該単位数には、第15条から第15条の3まで及び第17条の3の規定により修得した単位、修得したものとみなすことができる単位又はみなすものとする単位を含まないものとする。

第18条の2 前条第2項の規定にかかわらず、第3条第2項に規定する博士課程の博士前期課程の修了の要件は、当該博士課程の博士前期課程及び博士後期課程を通じて一貫した人材養成上の目的を有する研究科規程に定める学生の履修上の区分において、当該目的を達成するために必要と認められる場合には、前条第2項に規定する修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

(1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該博士前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験

(2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該博士前期課程において修得すべきものについての審査

(博士後期課程の修了要件)

第19条 博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年（専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、

2年)以上在学し、工学研究科生産システム工学専攻及び水産・環境科学総合研究科環境海洋資源学専攻にあつては15単位以上を、経済学研究科経営意思決定専攻、医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻にあつては16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 大学院設置基準第16条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者(第18条第2項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者を含む。)については、前項ただし書中「1年」とあるのは「3年から当該課程における在学期間(2年を限度とする。)を減じた期間とする。」と読み替えて、同項ただし書の規定を適用する。

3 次の各号の一に該当する者については、第1項ただし書中「1年」とあるのは「3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間」と読み替えて、同項ただし書の規定を適用する。

(1) 大学院設置基準第3条第3項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程(第5条第4項に規定する熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻熱帯医学コースの博士前期課程を含む。)を修了した者

(2) 専門職大学院設置基準第2条第2項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした専門職学位課程(第5条第1項ただし書の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした教育学研究科教職実践専攻の専門職学位課程を含む。)を修了した者
(博士課程の修了要件)

第20条 工学研究科グリーンシステム創成科学専攻及び水産・環境科学総合研究科海洋フィールド生命科学専攻の博士課程の修了の要件は、当該課程に5年以上在学し、45単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格するものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

2 医歯薬学総合研究科医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻、放射線医療科学専攻及び先進予防医学共同専攻の博士課程の修了の要件は、当該課程に4年以上在学し、研究科規程に定める単位数以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格するものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

- 3 共同教育課程である博士課程の修了の要件は、前項に定めるもののほか、それぞれの構成大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により10単位以上を修得するものとする。ただし、当該単位数には、第15条から第15条の3まで及び第17条の3の規定により修得した単位、修得したものとみなすことができる単位又はみなすものとする単位を含まないものとする。

(教職大学院の課程の修了要件)

第20条の2 教職大学院の課程の修了の要件は、当該課程に2年(2年以外の標準修業年限を定める学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、45単位以上(高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(以下「小学校等」という。))その他の関係機関で行う実習に係る10単位以上を含む。)を修得することとする。ただし、研究科において必要と認めるときは、在学期間及び修了要件単位に加え、修了の要件を課することができる。

- 2 学長は、教育学研究科教授会の議を経て教育上有益であると認めるときは、教職大学院の課程に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、10単位を超えない範囲で、前項に規定する実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。

(教職大学院の課程における在学期間の短縮)

第20条の3 学長は、教育学研究科教授会の議を経て第15条の3第1項の規定により本学大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を教職大学院の課程において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により本学大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲で本学大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該教職大学院の課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(学位の授与)

第21条 修士課程、博士課程又は専門職学位課程の修了要件を満たした者には、所属研究科教授会の議を経て、学長(医歯薬学総合研究科の災害・被ばく医療科学共同専攻及び先進予防医学共同専攻にあつては、各共同専攻の教育課程を構成する大学の長)が課程の修了を認定し、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

2 前項に定めるもののほか、博士課程（医歯薬学総合研究科の博士課程を除く。）において、第18条第2項から第4項まで又は第18条の2に規定する修士課程の修了要件を満たした者には、所属研究科教授会の議を経て、学長が修士の学位を授与することができる。

第22条 前条の学位の授与に関し必要な事項については、長崎大学学位規則（平成16年規則第11号。以下「学位規則」という。）の定めるところによる。

第4章 入学、転学、休学、退学、再入学等

（入学の時期）

第23条 学生の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、後期の始めに入学させることができる。

（修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程の入学資格）

第24条 修士課程、博士前期課程（第5条第4項に規定する熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻熱帯医学コース及び熱帯医学サテライトコースを除く。）及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定

める日以後に修了した者

(8) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）

(9) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であつて、各研究科において、本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(10) 各研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

2 第5条第4項に規定する熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻熱帯医学コース及び熱帯医学サテライトコースに入学することのできる者は、前項各号のいずれかに該当し、かつ、医師の免許（外国における医師の免許を含む。）取得後2年以上の臨床経験を有する者又はこれに相当する能力を有すると研究科が認めた者とする。

3 第1項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、各研究科において、当該研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、本学大学院に入学させることができる。

（博士後期課程の入学資格）

第25条 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 修士の学位又は専門職学位を有する者

(2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(7) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）

(8) 各研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(博士課程の入学資格)

第26条 工学研究科及び水産・環境科学総合研究科の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、各研究科において、本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 各研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

2 医歯薬学総合研究科医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻、放射線医療科学専攻及び先進予防医学共同専攻の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学（医学、歯学、修業年限6年の薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）を卒

業した者

(2) 外国において、学校教育における 18 年の課程（最終の課程は医学，歯学，薬学又は獣医学）を修了した者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 18 年の課程（最終の課程は医学，歯学，薬学又は獣医学）を修了した者

(4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 18 年の課程（最終の課程は医学，歯学，薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(5) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 5 年以上である課程（医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 文部科学大臣の指定した者（昭和 30 年文部省告示第 39 号）

(7) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により他の大学院に入学した者であつて、研究科において、本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(8) 研究科において、個別の入学資格審査により、第 1 号に規定する大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達したもの

3 前 2 項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、各研究科において、当該研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、本学大学院に入学させることができる。

（入学志願の手続）

第 27 条 入学志願者は、所定の手続により願出なければならない。

（選抜試験）

第 28 条 入学志願者に対しては、長崎大学入学者選抜規則（平成 16 年規則第 16 号）の

定めるところにより、選抜試験を行う。

(合格者の決定)

第29条 前条の選抜による合格者の決定は、各研究科教授会の議を経て、学長が行う。

(入学手続及び入学許可)

第30条 第28条に規定する入学者選抜の結果に基づき、合格の通知を受けた者の入学の手続及び入学の許可については、本学学則第18条及び第19条の規定を準用する。

(転入学等)

第31条 次の各号のいずれかに該当する者が、転入学又は転科を願い出たときは、学期の始めに限り、選考の上、許可することがある。

- (1) 他の大学院に在学する者又は修了し、若しくは退学した者で転入学を志望するもの
- (2) 他の研究科に在学する者又は修了し、若しくは退学した者で転科を志望するもの
- (3) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学する者又は当該課程を修了し、若しくは退学した者（第24条から第26条に規定する入学資格を有する者に限る。）で転入学を志望するもの
- (4) 国際連合大学の課程に在学する者又は当該課程を修了し、若しくは退学した者で転入学を志望するもの

2 前項により転入学又は転科を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位並びに在学年数の認定は、所属研究科の教授会の議を経て、学長が決定する。

3 前2項の規定は、専攻を変更する場合に準用する。

第32条 前条第1項による転入学願又は転科願は、所属の学長又は研究科長の紹介状を添えて、志願する研究科長に提出するものとする。

第33条 本学大学院の学生が、他の大学院に転学しようとするときは、指導教授を経て、研究科長に転学願を提出するものとする。

2 学長は、所属研究科の教授会の議を経て転学の事由が適当であると認めたときは、その転学を許可することができる。

3 前2項の規定は、他の研究科に転科を志望する場合にこれを準用する。

(休学)

第34条 休学に関しては、本学学則第21条から第23条までの規定を準用する。

2 休学期間は、通算して、標準修業年限を超えることができない。

(退学)

第35条 退学に関しては、本学学則第25条の規定を準用する。

(再入学)

第36条 再入学に関しては、本学学則第27条の規定を準用する。ただし、修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程にあつては2年以内に、博士後期課程にあつては3年以内に、工学研究科グリーンシステム創成科学専攻及び水産・環境科学総合研究科海洋フィールド生命科学専攻の博士課程にあつては5年以内に、医歯薬学総合研究科医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻、放射線医療科学専攻及び先進予防医学共同専攻の博士課程にあつては4年以内に、再入学を願い出た場合に限る。

(進学)

第37条 本学の大学院修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程を修了し、引き続き博士課程（経済学研究科経営意思決定専攻、工学研究科生産システム工学専攻、水産・環境科学総合研究科環境海洋資源学専攻、医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻にあつては、博士後期課程）に進学を志願する者については、各研究科規程の定めるところにより、選考の上、進学を許可する。

第5章 除籍、表彰及び懲戒

(除籍、表彰及び懲戒)

第38条 除籍、表彰及び懲戒に関しては、本学学則第28条、第49条及び第50条の規定を準用する。

第6章 検定料、入学料及び授業料

(検定料等の額及びその徴収方法等)

第39条 検定料、入学料及び授業料の額並びに徴収方法等は、長崎大学授業料、入学料、検定料及び寄宿料徴収規程（平成16年規程第92号）の定めるところによる。

(料金の返還)

第40条 既納の料金は、返還しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、当該料金の相当額（第2号の場合にあつては後期分の授業料相当額を、第3号の場合にあつては退学した翌月以降の授業料相当額を、第4号の場合にあつては免除された学期分の授業料相当額をいう。）を返還するものとする。

- (1) 入学を許可されるときに前期分又は前期分及び後期分の授業料を納入した者が、入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退し、授業料の返還を申し出たとき。
- (2) 前期分の授業料納入の際に後期分の授業料を併せて納入した者が、後期分の授業料の納入時期前に休学又は退学したとき。

(3) 授業料を納入した研究生が、在学期間の中で退学し、授業料の返還を申し出たとき。

(4) 前期分又は後期分の授業料を納入した者が、長崎大学卓越した学生に対する授業料免除に関する規程（平成30年規程第1号）により当該期分の授業料免除を許可されたとき。

第41条 入学料の免除及び徴収猶予、授業料の納期並びに授業料の免除及び徴収猶予並びに休学、退学、転学等に係る授業料については、本学学則第53条から第58条までの規定を準用する。

第7章 科目等履修生、研究生、特別聴講学生、特別研究学生、特別の課程及び外国人留学生

（科目等履修生）

第42条 本学大学院の学生以外の者で、本学大学院が開設する授業科目のうち一又は複数の授業科目について履修を希望するものがあるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関する規則は、別に定める。

（研究生）

第43条 本学大学院において特殊の事項について研究を希望する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関する規則は、別に定める。

（特別聴講学生）

第44条 他の大学院（外国の大学院を含む。）の学生で、本学大学院の特定の授業科目を履修することを希望するものがあるときは、当該他大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

3 特別聴講学生に係る授業料については、科目等履修生と同様とする。

4 前項の規定にかかわらず、特別聴講学生が大学間交流協定において授業料を徴収しないこととしている外国の大学院の学生又は大学間相互単位互換協定において授業料を徴収しないこととしている大学院の学生であるときは、授業料を徴収しない。

5 既納の授業料は、返還しない。

6 実験、実習に要する実費は、必要に応じ特別聴講学生の負担とする。

（特別研究学生）

第45条 他の大学院（外国の大学院を含む。）の学生で、本学大学院又は研究所等において研究指導を受けようとするものがあるときは、当該他大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することがある。

2 特別研究学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

3 特別研究学生に係る授業料については、研究生と同様とする。

4 前項の規定にかかわらず、特別研究学生が大学間交流協定において授業料を徴収しないこととしている外国の大学院の学生又は大学間特別研究学生交流協定において授業料を徴収しないこととしている大学院の学生であるときは、授業料を徴収しない。

5 既納の授業料は、返還しない。

6 実験、実習に要する実費は、必要に応じ特別研究学生の負担とする。

（特別の課程）

第45条の2 学長は、本学大学院の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 本学大学院の学生が前項に規定する特別の課程を履修することが教育上有益であると認めるときは、当該課程を履修させることができる。

（外国人留学生）

第46条 外国人留学生として本学大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する規則は、別に定める。

第8章 教員の免許状授与の所要資格の取得

（教員の免許状授与の所要資格の取得）

第47条 各研究科の専攻において、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を取得した者は、教員の免許状授与の所要資格を取得することができる。

2 前項の規定により所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、別表第2のとおりとする。

第9章 国際連携専攻

（国際連携専攻の設置）

第48条 研究科は、教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、外国の大学院と連携して教育研究を実施するための専攻（以下「国際連携専攻」という。）を置くことができる。

(教育課程の編成)

第49条 国際連携専攻を置く研究科は、第7条の2第1項の規定にかかわらず、国際連携専攻において連携して教育研究を実施する一以上の外国の大学院(以下「連携外国大学院」という。)が開設する授業科目を当該研究科の教育課程の一部とみなして、当該連携外国大学院と連携した教育課程を編成することができる。

2 国際連携専攻は、前項に規定する教育課程を編成し、及び実施するため、連携外国大学院との協議の場を設けるものとする。

3 国際連携専攻における教育は、授業科目の授業又は研究指導により行う。

4 単位の計算方法、履修方法及び履修科目の選定については、第9条から第11条までの規定にかかわらず、連携外国大学院と協議の上、別に定める。

(課程の修了要件)

第50条 国際連携専攻である博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、所定の単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

(学位の授与)

第51条 学位の授与については、この学則及び学位規則に定めるもののほか、連携外国大学院と協議の上、別に定める。

(入学、進学等)

第52条 国際連携専攻の入学時期は、第23条を準用する。

第53条 国際連携専攻の入学資格は、第24条及び第25条に定めるもののほか、連携外国大学院と協議の上、別に定める。

第54条 国際連携専攻の入学志願の手続、選抜試験、合格者の決定、入学手続及び入学の許可については、第27条から第30条までの規定にかかわらず、連携外国大学院と協議の上、別に定める。

第55条 本学の大学院修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程を修了し、引き続き博士課程国際連携専攻(熱帯医学・グローバルヘルス研究科長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻にあつては、博士後期課程)に進学を志願する者については、連携外国大学院と協議し、選考の上、進学を許可する。

(除籍、表彰及び懲戒)

第56条 国際連携専攻の学生の除籍、表彰及び懲戒については、第38条の規定によるも

ののほか、連携外国大学院と協議の上、別に定める。

(検定料、入学料及び授業料)

第57条 国際連携の検定料、入学料及び授業料については、第39条から第41条までに定めるもののほか、連携外国大学院と協議の上、別に定める。

(協議等)

第58条 国際連携専攻に係る次に掲げる事項については、この学則に定めるもののほか、連携外国大学院と協議の上、別に定める。

- (1) 教育組織の編成に関する事項
- (2) 学生の在籍の管理及び安全に関する事項
- (3) 学生の奨学及び厚生補導に関する事項
- (4) 教育研究活動等の状況の評価に関する事項
- (5) その他国際連携専攻に関する事項

第10章 雑則

(補則)

第59条 この学則に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科長が学長の承認を得て、定めることができる。

第60条 この学則に定めるもののほか、本学大学院の学生に関し必要な事項は、本学学則を準用する。

第61条 本学学則をこの学則に準用する場合は、「学部」を「研究科」、「学部長」を「研究科長」と、それぞれ読み替えるものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 長崎大学大学院学則（昭和41年学則第1号）は、廃止する。
- 3 平成16年3月31日現在大学院に在学している者（以下この項において「在学者」という。）及び平成16年4月1日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、旧長崎大学大学院学則は、この学則の施行後も、なおその効力を有する。

}

略

}

附 則（平成30年3月27日学則第4号）

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 多文化社会学研究科、教育学研究科及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科の収容定員

は、改正後の別表第１の多文化社会学研究科，教育学研究科及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科の項並びに同表合計の項の規定にかかわらず，平成３０年度及び平成３１年度については，次のとおりとする。

(１) 平成３０年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
多文化社会学研究科	多文化社会学専攻	１０	１０				
	小計	１０	１０				
教育学研究科	教職実践専攻					２８	６６
	小計					２８	６６
熱帯医学・グローバルヘルス研究科	グローバルヘルス専攻	３７	６２	５	５		
	長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻			５	５		
	小計	３７	６２	１０	１０		
合計		４０８	７９４	１５５	５５５	２８	６６

(2) 平成31年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
多文化社会学研究科	多文化社会学専攻	10	20				
	小計	10	20				
教育学研究科	教職実践専攻					28	56
	小計					28	56
熱帯医学・グローバルヘルス研究科	グローバルヘルス専攻	37	62	5	10		
	長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻			5	10		
	小計	37	62	10	20		
合計		408	794	155	570	28	56

附 則

1 この学則は、平成31年2月22日から施行し、改正後の第3条、第7条の4及び第7条の5の規定は、平成30年11月1日から適用する。

2 平成31年3月31日現在経済学研究科博士後期課程に在学している者については、改正後の第19条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
多文化社会 学研究科	多文化社会学 専攻	10	20				
	小計	10	20				
教育学研究 科	教職実践専攻					28	56
	小計					28	56
経済学研究 科	経済経営政策 専攻	15	30				
	経営意思決定 専攻			3	9		
	小計	15	30	3	9		
工学研究科	総合工学専攻	220	440				
	生産システム 工学専攻			15	45		
	グリーンシス テム創成科学 専攻			5	25		

	小計	2 2 0	4 4 0	2 0	7 0		
水産・環境 科学総合研 究科	水産学専攻	3 5	7 0				
	環境科学専攻	2 5	5 0				
	環境海洋資源 学専攻			1 2	3 6		
	海洋フイール ド生命科学専 攻			5	2 5		
	小計	6 0	1 2 0	1 7	6 1		
医歯薬学総 合研究科	保健学専攻	2 0	4 0				
	災害・被ばく医 療科学共同専 攻	1 0	2 0				
	医療科学専攻			6 0	2 4 0		
	新興感染症病 態制御学系専 攻			2 0	8 0		
	放射線医療科 学専攻			5	2 0		
	先進予防医学 共同専攻			1 0	4 0		
	生命薬科学専 攻	3 6	7 2	1 0	3 0		
	小計	6 6	1 3 2	1 0 5	4 1 0		
熱帯医学・	グローバルへ	3 7	6 2	5	1 5		

グローバル ヘルス研究 科	ルス専攻						
	長崎大学ーロ ンドン大学衛 生・熱帯医学大 学院国際連携 グローバルヘ ルス専攻			5	1 5		
	小計	3 7	6 2	1 0	3 0		
合計		4 0 8	8 0 4	1 5 5	5 8 0	2 8	5 6

別表第 2

研究科	専攻	教員の免許状の種類（免許教科・領域）	
多文化社会 学研究科	多文化社会学専攻	高等学校教諭専修 免許状	（英語）
教育学研究 科	教職実践専攻	幼稚園教諭専修免 許状	
		小学校教諭専修免 許状	
		中学校教諭専修免 許状	（国語，社会，数学，理科，音 楽，美術，保健体育，技術，家 庭，英語）
		高等学校教諭専修 免許状	（国語，地理歴史，公民，数学， 理科，音楽，美術，書道，保健 体育，家庭，情報，工業，英語）
		特別支援学校教諭 専修免許状	（知的障害者，肢体不自由者， 病弱者）
経済学研究	経済経営政策専攻	高等学校教諭専修	（商業）

科		免許状	
工学研究科	総合工学専攻	高等学校教諭専修 免許状	(工業)
水産・環境科 学総合研究 科	水産学専攻	高等学校教諭専修 免許状	(水産)

長崎大学学位規則

○長崎大学学位規則

平成16年4月1日

規則第11号

(目的)

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号。以下「省令」という。）第13条第1項の規定に基づき、長崎大学（以下「本学」という。）において授与する学位に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士の学位並びに専門職学位とする。

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学学部を卒業した者に授与する。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位は、本学大学院の修士課程又は博士前期課程を修了した者に授与する。

2 前項に定めるもののほか、修士の学位は、博士課程（医歯薬学総合研究科の博士課程を除く。）において、長崎大学大学院学則（平成16年学則第2号。以下「大学院学則」という。）第18条第2項から第4項まで又は第18条の2に規定する修了要件を満たした者にも授与することができる。

(博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位は、本学大学院の博士課程又は博士後期課程を修了した者に授与する。

2 博士の学位は、前項に定めるもののほか、本学大学院の博士課程又は博士後期課程を経ない者が、本学に学位論文（以下「論文」という。）を提出して、その審査及び試験に合格し、かつ、本学大学院の博士課程又は博士後期課程を修了した者と同等以上の学力があることを、試問により確認された場合にも授与することができる。

(専門職学位の授与の要件)

第5条の2 専門職学位は、本学大学院の専門職学位課程を修了した者に授与する。

(論文の提出)

第6条 本学大学院修士課程又は博士前期課程の学生は、論文審査願に論文（研究科の教授会（以下「研究科教授会」という。）が適当と認めた場合は、特定の課題についての研究の成果とする。）、論文目録及び論文内容の要旨を添え、在学中に、研究科長を経て、学長に提出しなければならない。ただし、論文目録については、研究科において必要でないと認めるときは、提出を省略することができる。

- 2 本学大学院の博士課程又は博士後期課程の学生は、論文審査願に論文、論文目録及び論文内容の要旨を添え、在学中に、研究科長を経て、学長に提出しなければならない。
 - 3 第4条第2項の規定により、修士の学位を申請しようとする者は、論文審査願に論文(研究科教授会が適当と認めた場合は、特定の課題についての研究の成果とする。)、論文目録及び論文内容の要旨を添え、在学中に、研究科長を経て、学長に提出しなければならない。ただし、論文目録については、研究科において必要でないと認めるときは、提出を省略することができる。
 - 4 第5条第2項の規定により、論文を提出して学位を申請しようとする者は、学位申請書に論文、論文目録、論文内容の要旨及び履歴書を添え、研究科長を経て、学長に提出しなければならない。
 - 5 前項の論文には、参考として他の論文を添付することができる。
 - 6 学長は、審査のため必要があるときは、論文(大学院修士課程又は博士前期課程にあつては、特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。)の副本又は訳文、模型、標本等の提出を求めることができる。
 - 7 受理した論文は、返還しない。
 - 8 第4項に規定する学位申請に当たっては、審査手数料5万7千円を納付しなければならない。ただし、本学大学院の博士課程又は博士後期課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学後1年以内に論文を提出した場合には、審査手数料を免除する。
 - 9 既納の審査手数料は、返還しない。
 - 10 第1項から第4項の論文等の提出時期は、各研究科において定めるものとする。
(論文審査並びに最終試験又は試験及び試問)
- 第7条 学長は、論文を受理したときは、研究科教授会にその審査を付託するものとする。
- 第8条 研究科教授会は、構成員のうちから論文の審査委員(以下「審査委員」という。)を選出して、論文の審査並びに本学大学院の学生については最終試験を、第5条第2項の規定による者については試験及び試問を行う。
- 2 審査委員は、主査1人及び副査2人以上とする。ただし、医歯薬学総合研究科の災害・被ばく医療科学共同専攻及び先進予防医学共同専攻においては、大学院学則第7条の5第2項に規定する構成大学院(以下「構成大学院」という。)のうち、他の大学院から研究指導教員の資格を有する者各1人を副査として審査委員に加えなければならない。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、研究科教授会が必要であると認めるときは、2人を限度と

して当該研究科の教員で教授会構成員以外の者（研究指導担当適格者に限る。）を前項の審査委員とすることができる。

4 第1項の規定にかかわらず、研究科教授会が必要であると認めるときは、1人を限度として他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等（研究指導担当適格者に限る。）を第2項の審査委員の副査とすることができる。

5 研究科教授会は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、第2項の審査委員に、他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を加えることができる。

6 研究科教授会は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、当該研究科の教授会構成員以外の教員、他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力を得ることができる。

第8条の2 前条第1項の規定にかかわらず、熱帯医学・グローバルヘルス研究科長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻においては、本学及び大学院学則第49条第1項に規定する連携外国大学院（以下「連携外国大学院」という。）に所属する当該専攻の研究指導教員の資格を有する者から各1人以上を前条第2項の審査委員とする。

2 熱帯医学・グローバルヘルス研究科教授会は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、次に掲げる者（研究指導担当適格者に限る。）を前条第2項の審査委員とすることができる。

- (1) 他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等
- (2) 連携外国大学院以外の外国の大学院又は外国の研究所等の教員等

3 熱帯医学・グローバルヘルス研究科教授会は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、次に掲げる者の協力を得ることができる。

- (1) 当該研究科の教授会構成員以外の教員
- (2) 他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等
- (3) 外国の大学院又は外国の研究所等の教員等

第9条 最終試験は、論文を中心とし、これに関連ある科目について、口頭又は筆答により、行うものとする。

2 第5条第2項の規定による者に対する試験は、前項の最終試験に準じて行い、試問は、口頭又は筆答により、博士課程又は博士後期課程を終えて学位を授与される者と同等以上の学力を有し、かつ、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的

な業務に従事するに必要な高度の研究能力を有するか否かについて行う。

3 前項の試験又は試問においては、外国語を課すものとし、当該外国語の種類は、研究科教授会の定めるところによる。

4 本学大学院の博士課程又は博士後期課程に所定の年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学後4年以内に第5条第2項の規定により論文を提出したときは、前2項の試問を免除することができる。

第10条 本学大学院の学生の論文の審査及び最終試験は、論文を受理した後、修士の論文については在学期間中に、博士の論文については原則として在学期間中に、これを終了するものとする。

2 第5条第2項の規定による者の論文の審査並びに試験及び試問は、論文を受理した後、1年以内に終了するものとする。

第11条 審査委員は、論文審査並びに最終試験又は試験及び試問を終了したときは、その結果の要旨を文書をもって研究科教授会に報告しなければならない。

第12条 研究科教授会は、前条の報告に基づき、課程修了の可否、第4条第2項に規定する学位授与の可否又は論文審査の可否について議決する。

2 前項の議決を行うには、構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

3 医歯薬学総合研究科の災害・被ばく医療科学共同専攻及び先進予防医学共同専攻において第1項の議決を行う場合は、大学院学則第7条の5第2項に規定する協議の場(以下「構成大学院間の協議の場」という。)における審議を経なければならない。

4 熱帯医学・グローバルヘルス研究科の長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻において第1項の議決を行う場合は、大学院学則第49条第2項に規定する協議の場(以下「連携外国大学院との協議の場」という。)における審議を経なければならない。

(審査結果の報告)

第13条 研究科長は、研究科教授会が前条の議決を行ったときは、その氏名、論文審査の要旨、最終試験又は試験及び試問の成績及び議決の結果を文書をもって学長に報告しなければならない。

(博士論文研究基礎力審査)

第13条の2 第6条第1項及び第3項の規定にかかわらず、大学院学則第18条の2の規定により同条各号に規定する試験及び審査(以下「博士論文研究基礎力審査」という。)

を行うこととする本学大学院の学生は、在学中に、研究科長を経て、学長に博士論文研究基礎力審査を願い出なければならない。

- 2 学長は、前項の規定による願い出があったときは、研究科教授会にその審査を付託するものとする。

第13条の3 研究科教授会は、構成員のうちから博士論文研究基礎力審査を行う審査委員（以下「研究基礎力審査委員」という。）を選出して、博士論文研究基礎力審査を行う。

- 2 研究基礎力審査委員は、主査1人及び副査2人以上とする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、研究科教授会が必要であると認めるときは、2人を限度として当該研究科の教員で教授会構成員以外の者を前項の研究基礎力審査委員とすることができる。

- 4 研究科教授会は、博士論文研究基礎力審査に当たり、必要と認めるときは、第2項の研究基礎力審査委員に、他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を加えることができる。

- 5 研究科教授会は、博士論文研究基礎力審査に当たり、必要と認めるときは、当該研究科の教授会構成員以外の教員、他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力を得ることができる。

- 6 本学大学院の学生の博士論文研究基礎力審査は、在学期間中にこれを終了するものとする。

- 7 研究基礎力審査委員は、博士論文研究基礎力審査を終了したときは、博士論文研究基礎力審査の成績及び要旨を文書をもって研究科教授会に報告しなければならない。

第13条の4 研究科教授会は、前条第7項の報告に基づき、課程修了の可否又は第4条第2項に規定する学位授与の可否について議決する。

- 2 前項の議決を行うには、構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

（博士論文研究基礎力審査結果の報告）

第13条の5 研究科長は、研究科教授会が前条の議決を行ったときは、その氏名、博士論文研究基礎力審査の成績及び要旨並びに議決の結果を文書をもって学長に報告しなければならない。

（課程修了の可否及び論文審査の可否）

第14条 学長は、第13条及び前条の報告に基づき、課程修了の可否、第4条第2項に規定する学位授与の可否及び論文審査の可否を決定するものとする。

(学士の学位の授与)

第15条 学長は、長崎大学学則（平成16年学則第1号）第45条及び第46条の規定により卒業した者に対し、学位記により学士の学位を授与するものとする。

(修士又は博士の学位の授与)

第15条の2 学長は、第14条の決定により、課程を修了した者、第4条第2項に規定する修士課程の修了要件を満たした者及び論文審査に合格した者に対し、学位記により修士又は博士の学位を授与するものとする。

2 前項の場合において、医歯薬学総合研究科の災害・被ばく医療科学共同専攻及び先進予防医学共同専攻にあつては、大学院学則第7条の5第2項に規定する共同教育課程を編成するすべての大学名（以下「構成大学名」という。）を付記した学位を授与するものとする。

3 第1項の場合において、熱帯医学・グローバルヘルス研究科の長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻にあつては、大学院学則第48条第1項に規定する国際連携専攻を構成するすべて大学名（以下「国際連携専攻構成大学名」という。）の大学名を付記した学位を授与するものとする。

4 学長は、第14条の決定により、学位を授与できない者に対し、その旨を通知するものとする。

(専門職学位の授与)

第15条の3 学長は、大学院学則第21条及び第22条の規定により専門職学位課程を修了した者に対し、学位記により専門職学位を授与するものとする。

(専攻分野の名称)

第16条 学長は、学位を授与するに当たっては、別表により専攻分野の名称を付記するものとする。

(博士の学位授与の報告及び論文要旨等の公表)

第17条 学長は、第15条の2第1項から第3項までの規定により博士の学位を授与したときは、研究科教授会に通知し、かつ、省令第12条の規定に基づき学位授与報告書を文部科学大臣に提出するとともに、学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(論文の公表)

第18条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、

当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、研究科長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供しなければならない。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。
- 4 前3項の規定により、論文を公表する場合には、本学において審査を受けた学位論文であることを明記しなければならない。ただし、医歯薬学総合研究科の先進予防医学共同専攻における論文にあつては構成大学院において、熱帯医学・グローバルヘルス研究科の長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻における論文にあつては同研究科及び連携外国大学院において審査を受けた学位論文又は学位論文の要約であることを明記しなければならない。

(学位の名称を使用する場合の条件)

第19条 本学の学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、「長崎大学」と付記しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、医歯薬学総合研究科の災害・被ばく医療科学共同専攻又は先進予防医学共同専攻において学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、授与された学位記に記載された構成大学名を付記しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、熱帯医学・グローバルヘルス研究科の長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻において学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、授与された学位記に記載された国際連携専攻構成大学名を付記しなければならない。

(学位授与の取消)

第20条 本学において、学位を授与された者が、不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、学位の荣誉を汚辱する行為があつたとき、又は第18条の規定による義務を怠ったときは、学長は、学士の学位については関係学部の教授会、修士又は博士の学位については関係の研究科教授会の議を経て、既に与えた学位を取消し、学位記を返納させ、かつ、その旨を公表するものとする。

- 2 前項の規定による議決を行う場合には、当該教授会の構成員の3分の2以上が出席し、

出席者の4分の3以上の賛成を得なければならない。

3 医歯薬学総合研究科の災害・被ばく医療科学共同専攻及び先進予防医学共同専攻において学位を授与された者に係る第1項の審議を行う場合は、構成大学院間の協議の場における審議を経なければならない。

4 熱帯医学・グローバルヘルス研究科の長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻において学位を授与された者に係る第1項の審議を行う場合は、連携外国大学院との協議の場における審議を経なければならない。

(諸様式)

第21条 学位記の様式は、別記様式のとおりとする。

(補則)

第22条 この規則の実施に必要な細部については、研究科長又は学部長が学長の承認を得て、定めることができる。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 長崎大学学位規則（昭和34年1月10日制定）は、廃止する。
- 3 平成16年3月31日現在本学に在学している者（以下この項において「在学者」という。）及び平成16年4月1日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、旧長崎大学学位規則は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。
- 4 第5条第2項に規定する本学大学院の博士課程又は博士後期課程を経ない者に対する博士の学位の授与は、同条第1項に規定する本学大学院の博士課程又は博士後期課程を経た者に対する博士の学位が授与された後に行うものとする。

}

略

}

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行し、改正後の第8条第2項、第12条及び第15条の2の規定は、平成30年11月1日から適用する。

別表

学位及び専攻分野の名称

1 学部

学部	学位及び専攻分野の名称
----	-------------

多文化社会学部	学士（多文化社会学）
教育学部	学士（教育学）
経済学部	学士（経済学）
医学部	
医学科	学士（医学）
保健学科	学士（看護学），学士（保健学）
歯学部	学士（歯学）
薬学部	
薬学科	学士（薬学）
薬科学科	学士（薬科学）
工学部	学士（工学）
環境科学部	学士（環境科学）
水産学部	学士（水産学）

2 研究科

研究科	専攻	課程	学位及び専攻分野の名称
多文化社会学研究科	多文化社会学専攻	修士課程	修士（学術）
教育学研究科	教職実践専攻	専門職学位課程	教職修士（専門職）
経済学研究科	経済経営政策専攻	博士前期課程	修士（経済学），修士（経営学）
	経営意思決定専攻	博士後期課程	博士（経営学）

工学研究 科	総合工学専攻	博士前期課程	修士（工学）
	生産システム工学専攻	博士後期課程	博士（工学）
	グリーンシステム創 成科学専攻	博士課程	博士（工学）
水産・環 境科学総 合研究科	水産学専攻	博士前期課程	修士（学術），修士（水産学）
	環境科学専攻		修士（学術），修士（環境科学）
	環境海洋資源学専攻	博士後期課程	博士（学術），博士（水産学），博 士（環境科学）
	海洋フィールド生命 科学専攻	博士課程	博士（水産学），博士（環境科学）， 博士（海洋科学）
医歯薬学 総合研究 科	保健学専攻	修士課程	修士（看護学），修士（理学療法学）， 修士（作業療法学）
	災害・被ばく医療科 学共同専攻		修士（医科学），修士（看護学）
	医療科学専攻	博士課程	博士（学術），博士（医学），博士 （歯学），博士（薬学）
	新興感染症病態制御 学系専攻		博士（学術），博士（医学），博士 （歯学），博士（薬学）
	放射線医療科学専攻		博士（学術），博士（医学），博士 （歯学），博士（薬学）
	先進予防医学共同専 攻		博士（医学）
	生命薬科学専攻	博士前期課程	修士（薬科学）
		博士後期課程	博士（学術），博士（薬科学）

熱帯医学・グローバルヘルス研究科	グローバルヘルス専攻	博士前期課程	修士（熱帯医学），修士（公衆衛生学），修士（医科学）
	グローバルヘルス専攻	博士後期課程	博士（グローバルヘルス）
	長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻		

別記様式

ア 第3条該当者

Nagasaki University		○第	号
This is to certify that		卒業証書・学位記	
《Full name》			
has completed the prescribed requirements for		氏	名
the course of study		年	月
at the Faculty/School of ○○○○		日	生
in attestation of the above		本人○○学部所定の課程を修めたことを認める	
the Bachelor of ○○○○		長崎大学○○学部長	(氏 名) 印
is hereby conferred		本人○○学部長の認定により本学を卒業したことを認め、学士(○○)の学位を授与する	
Signature		平成	年
《Name》		月	日
Dean		長崎大学長	(氏 名) 印
Faculty/School of ○○○○			
Nagasaki University			
Recipient's Date of Birth : XX XXX XXXX			
Serial Number : XXXX			
Date of Issue : XX XXX XXXX			

注1 様式中の英文表記の学士の欄「the Bachelor of ○○○○」については、医学部医学科及び歯学部は「the Doctor of ○○○○」と表記する。

2 学位番号には、当該学部名の首字を付するものとする。

イ 第4条該当者(共同専攻修了者を除く。)

Nagasaki University on recommendation of the Graduate School of ○○○○ has conferred the degree of Master of ○○○○ upon 《Full name》 for having successfully completed all program requirements in the field of 《Department》	学位記 修 士 課 程 博 士 前 期 課 程 を 修 了 し た の で 修 士 (○○) の 学 位 を 授 与 す る	修(○)第 号
Signature 《Name》 President Nagasaki University Recipient's Date of Birth : XX XXX XXXX Serial Number : XXXX Date of Issue : XX XXX XXXX		
平成 年 月 日	長崎大学	印

注1 様式中の「専攻名」の記載については、研究科において必要がないと認めた場合は、省略することができるものとする。
2 学位番号には、当該研究科の首字を付するものとする。

ウ 第4条該当者(共同専攻修了者に限る。)

Nagasaki University on recommendation of the Graduate School of ○○○○ Nagasaki University the Graduate School of △△△△ △△ University have conferred the degree of Master of ○○○○ upon 《Full name》 for having successfully completed all program requirements in the field of 《Department》	学 位 記 号 氏 名 年 月 日 生 長崎大学大学院○○研究科及び△△大学大学院△△研究科の◎◎専攻の 修士課程を修了したので修士(□□)の学位を授与する
Signature _____ Signature _____ 《Name》 《Name》 President President Nagasaki University △△ University Recipient's Date of Birth : XX XXX XXXX Serial Number : XXXX Date of Issue : XX XXX XXXX	平成 年 月 日 長崎大学 印 △△大学 印

注1 様式中の「専攻名」の記載については、研究科において必要がないと認めた場合は、省略することができるものとする。

2 学位番号には、当該研究科の首字を付するものとする。

エ 第4条第2項該当者

Nagasaki University on recommendation of the Graduate School of ○○○○ has conferred the degree of Master of ○○○○ upon 《Full name》 for having successfully completed all program requirements in the field of 《Department》 Signature _____ 《Name》 President Nagasaki University Recipient's Date of Birth : XX XX XXXX Serial Number : XXXX Date of Issue : XX XXX XXXX	学 位 記 号	修(○)第 号
<u>本学大学院○○研究科○○専攻において修士課程の修了要件を満たした ので修士(○○)の学位を授与する</u>		
平成 年 月 日	氏 名	印
	年 月 日生	長崎大学

注1 様式中の「専攻名」の記載については、研究科において必要がないと認めた場合は、省略することができるものとする。
2 学位番号には、当該研究科の首字を付するものとする。

オ 第5条第1項該当者（博士課程教育リーディングプログラム修了者を除く。）

Nagasaki University	博(○)甲第	号
on recommendation of the Graduate School of ○○○○	学 位 記	
has conferred the degree of		
Doctor of ○○○○	氏	名
in	年	月 日生
《《Department》》		
upon		
《《Full name》》	博 士 課 程	において所定
for having completed a research project executed under proper	博士後期課程	
instruction and having had a dissertation accepted after		
appropriate assessment and successful defense		
		の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士
		(○○)の学位を授与する
Signature		
《《Name》》		
President		
Nagasaki University		
	平成	年 月 日
Recipient's Date of Birth : XX XX XXXX		
Serial Number : XXXX		
Date of Issue : XX XXX XXXX		
	長崎大学	印

注1 様式中の「専攻名」の記載については、研究科において必要がないと認めた場合は、省略することができるものとする。
2 学位番号には、当該研究科の首字を付するものとする。

カ 第5条第1項該当者(博士課程教育リレーディングプログラム修了者に限る。)

Nagasaki University	博(○)甲第	号
on recommendation of the Graduate School of ○○○○	学 位 記	
has conferred the degree of		
Doctor of ○○○○	氏 名	
in	年	月 日生
《Department》		
upon		
《Full name》		
for having completed a research project executed under proper instruction and having had a dissertation accepted after appropriate assessment and successful defense and in addition recognizes the completion of	本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程において	
□□□□□□	の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士(○○)の学位を授与する	
	本学□□□□□□プログラムを修了したことを証する	
Signature	平成	年 月 日
《Name》		
President		
Nagasaki University	長崎大学	印
Recipient's Date of Birth : XX XXX XXXX		
Serial Number : XXXX		
Date of Issue : XX XXX XXXX		

- 注1 様式中の「専攻名」の記載については、研究科において必要がないと認めた場合は、省略することができるものとする。
- 2 学位番号には、当該研究科の首字を付するものとする。
- 3 □□□□□□には、博士課程教育リレーディングプログラムにおける学位プログラム上の名称を記入する。

キ 第5条第1項該当者(共同専攻修了者に限る。)

Nagasaki University on recommendation of the Graduate School of ○○○○ Nagasaki University the Graduate School of △△△△ △△ University the Graduate School of □□□□ □□ University have conferred the degree of Doctor of ○○○○ in 《Department》 upon 《Full name》 for having completed a research project executed under proper instruction and having had a dissertation accepted after appropriate assessment and successful defense		学 位 記 号 氏 名 年 月 日生	
長崎大学大学院○○研究科，△△大学大学院△△研究科及び□□ 大学大学院□□研究科の◎◎専攻の博士課程において所定の単位を 修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士(◇◇)の学 位を授与する			
Signature	Signature	Signature	平成 年 月 日
《Name》	《Name》	《Name》	
President	President	President	長崎大学 印
Nagasaki University	△△ University	□□ University	△△大学 印
Recipient's Date of Birth : XX XXX XXXX			□□大学 印
Serial Number : XXXX			
Date of Issue : XX XXX XXXX			

注1 様式中の「専攻名」の記載については，研究科において必要がないと認めた場合は，省略することができるものとする。

2 学位番号には，当該研究科の首字を付するものとする。

Nagasaki University	博(○)乙第	号
The trustees of the University on the recommendation of the Graduate School of ○○○○	学 位 記	
and by virtue of the authority vested in them have conferred on		
《Full name》	氏 名	
who has submitted a dissertation and passed the examinations required for the degree of	年 月 日 生	
Doctor of ○○○○		
with all the rights, privileges and honors pertaining thereto		
本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士 (○○)の学位を授与する		
Signature _____ 《Name》 President Nagasaki University	平成 年 月 日	印
Recipient's Date of Birth : XX XXX XXXX Serial Number : XXXX Date of Issue : XX XXX XXXX	長崎大学	

注 学位番号には、当該論文の審査を行った研究科の首字を付するものとする。

ケ 第5条の2該当者

Nagasaki University	修(専)第	号
on recommendation of the Graduate School of Education	学 位 記	
has conferred the degree of		
Master of Education(professional)	氏 年 月 日 生	
in		
Teacher Training and Practice		本学大学院教育学研究科教職実践専攻の専門職学位課程を修了したので
upon		教職修士(専門職)の学位を授与する
《Full name》		
for having successfully completed the professional degree program		
Signature	平成 年 月 日	
《Name》		
President		
Nagasaki University	長崎大学	印
Recipient's Date of Birth : XX XX XXXX		
Serial Number : M.ed.X		
Date of Issue : XX XXX XXXX		

長崎大学大学院医歯薬学総合研究科規程

○長崎大学大学院医歯薬学総合研究科規程

平成16年4月1日

医歯薬学総合研究科規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎大学大学院学則（平成16年学則第2号。以下「学則」という。）及び長崎大学学位規則（平成16年規則第11号。以下「学位規則」という。）に定めるもののほか、長崎大学大学院医歯薬学総合研究科（以下「研究科」という。）の教育方法、課程の修了要件等の教育課程に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究科の目的)

第2条 研究科は、医学、歯学及び薬学分野における教育研究内容の高度化及び学際化を図ることにより、高度の専門的知識と経験を有し、基礎研究、先端医療、創薬、保健行政、国際貢献等の各分野において課題探求能力を備えた研究者及び教育者を養成し、もって医療科学の発展に資することを目的とする。

(専攻、課程及び履修コース並びに専攻の目的)

第3条 研究科の専攻及び課程は、次のとおりとする。

専攻	課程	
保健学専攻 災害・被ばく医療科学共同専攻	修士課程	
医療科学専攻 新興感染症病態制御学系専攻 放射線医療科学専攻 先進予防医学共同専攻	博士課程	
生命薬科学専攻	前期2年の課程	博士課程
	後期3年の課程	

2 保健学専攻の学生は、遺伝看護について高度の知識と実践能力を有する高度職業専門職者養成のためのカリキュラムを必修とする遺伝看護・遺伝カウンセリングコース、がん医療に携わる専門看護師養成のためのカリキュラムを必修とするがん看護専門看護師養成コース及び助産師養成のためのカリキュラムを必修とする助産師養成コースに所属する

ことができる。

- 3 災害・被ばく医療科学共同専攻の学生は、医科学コース又は保健看護学コースに所属する。
- 4 医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻及び放射線医療科学専攻の学生は、医学系、歯学系、薬学系の枠を超えて活躍できる先進的及び学際的な専門家を養成するためのカリキュラムを必修とする先導医療教育研究コース、がんゲノム医療に携わる専門医師養成のためのカリキュラムを必修とするがんゲノム医療専門医師・歯科医師養成コース、がんゲノム医療に携わる専門薬剤師のためのカリキュラムを必修とするがんゲノム医療専門薬剤師養成コース、ライフステージに応じたがん対策及びがん在宅医療に携わる専門医師養成のためのカリキュラムを必修とする包括的がん専門医師・歯科医師養成コース及びライフステージに応じたがん対策及びがん在宅医療に携わる専門薬剤師養成のためのカリキュラムを必修とする包括的がん専門薬剤師養成コースに所属することができる。
- 5 医療科学専攻の学生は、専門薬剤師養成のためのカリキュラムを必修とする専門薬剤師養成コース、コーディネーター養成コース、ハイブリッド医療人養成のためのカリキュラムを必修とするハイブリッド医療人養成コース及び地域包括ケア研究医養成のためのカリキュラムを必修とする地域包括ケア研究医養成コースに所属することができる。
- 6 新興感染症病態制御学系専攻の学生は、学則第7条の3の規定により開設する熱帯病・新興感染症制御グローバルリーダー育成プログラムにおける熱帯病・新興感染症制御分野の専門家及び専門医の育成のためのカリキュラムを必修とする熱帯病・新興感染症制御グローバルリーダー育成コースに選抜試験に合格することにより所属することができる。
- 7 生命薬科学専攻の前期2年の課程（以下「生命薬科学専攻博士前期課程」という。）に、特別コースを置く。
- 8 生命薬科学専攻の後期3年の課程（以下「生命薬科学専攻博士後期課程」という。）に、特別コースを置く。
- 9 各専攻の教育研究上の目的は、次のとおりとする。
 - (1) 保健学専攻は、保健学専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養し、保健学の高度専門職業人の育成を行うことを目的とする。
 - (2) 災害・被ばく医療科学共同専攻は、放射線災害を含む複合型災害において必要な高度の専門知識及び能力を修得させるとともに、専攻分野の基礎的素養を涵養し、長期的にわたって健康影響に適切に対応できる高度専門職業人の育成を行うことを目的とする。

- (3) 医療科学専攻は、医療科学分野の研究者として自立して研究活動を行うこと及び疾患の本質・病態を科学的なロジックで理解することができる学識を養うことを目的とする。
- (4) 新興感染症病態制御学系専攻は、感染症分野の研究者として自立して研究活動を行うこと及び高度の専門性が求められる社会の多様な方面で活躍することができる高度の研究能力並びにその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。
- (5) 放射線医療科学専攻は、放射線医療科学分野の研究者として自立して研究活動を行うこと及び高度の専門性が求められる社会の多様な方面で活躍することができる高度の研究能力並びにその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。
- (6) 先進予防医学共同専攻は、先進予防医学分野の研究者として自立して研究活動を行うこと及び高度の専門性が求められる社会の多様な方面で活躍することができる高度の研究能力並びにその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。
- (7) 生命薬科学専攻博士前期課程は、生命薬科学分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、薬科学に関連する分野の基礎的素養を涵養し、高い国際性と倫理観を備えた創薬研究者及び高度専門職業人の育成を行うことを目的とする。
- (8) 生命薬科学専攻博士後期課程は、生命薬科学分野の研究者として自立して研究活動を行うこと及び高度の専門性が求められる社会の多様な方面で活躍することができる高度の研究能力並びにその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(入学の時期)

第4条 学生の入学の時期は、学期の始めとする。

(教育方法等)

第5条 研究科の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）により行う。

- 2 医歯薬学総合研究科教授会（以下「教授会」という。）は、授業科目の履修指導及び研究指導を行うため、学生ごとに主任指導教員及び副指導教員を定める。

(授業科目、単位数等)

第6条 研究科における授業科目は、必修科目、選択必修科目及び選択科目に分ける。

- 2 研究科における授業科目、単位数等は、別表第1のとおりとする。
- 3 授業科目の授業は、原則として、前期及び後期にそれぞれ開設する。

(保健学専攻の最低修得単位数)

第7条 保健学専攻における最低修得単位数は、別表第2に定めるとおりとする。

(災害・被ばく医療科学共同専攻の最低修得単位数)

第7条の2 災害・被ばく医療科学共同専攻における最低修得単位数は、別表第3に定めるとおりとする。

(医療科学専攻等の最低修得単位数)

第8条 医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻及び放射線医療科学専攻（各専攻の先導医療教育研究コース、がんゲノム医療専門医師・歯科医師養成コース、包括的がん専門医師・歯科医師養成コース、がんゲノム医療専門薬剤師養成コース、包括的がん専門薬剤師養成コース、専門薬剤師養成コース、コーディネーター養成コース、ハイブリッド医療人養成コース、地域包括ケア研究医養成コース及び熱帯病・新興感染症制御グローバルリーダー育成コースを除く。）における最低修得単位数は、別表第4に定めるとおりとし、先導医療教育研究コース、がんゲノム医療専門医師・歯科医師養成コース及び包括的がん専門医師・歯科医師養成コースの最低修得単位数は別表第5に、がんゲノム医療専門薬剤師養成コース、包括的がん専門薬剤師養成コース、専門薬剤師養成コース、コーディネーター養成コース、ハイブリッド医療人養成コース及び地域包括ケア研究医養成コースの最低修得単位数は別表第6に、熱帯病・新興感染症制御グローバルリーダー育成コースの最低修得単位数は別表第7に定めるとおりとする。

(先進予防医学共同専攻の最低修得単位数)

第8条の2 先進予防医学共同専攻における最低修得単位数は、別表第8に定めるとおりとする。

(生命薬科学専攻博士前期課程の最低修得単位数)

第9条 生命薬科学専攻博士前期課程における最低修得単位数は、別表第9に定めるとおりとする。

(生命薬科学専攻博士後期課程の最低修得単位数)

第10条 生命薬科学専攻博士後期課程における最低修得単位数は、別表第10に定めるとおりとする。

(指導教員による履修指導等)

第11条 学生は、履修する授業科目の選定に当たっては、主任指導教員による履修指導を受けなければならない。

2 学生は、学位論文の作成に当たっては、主任指導教員による必要な研究指導を受けなければならない。

(履修の手続)

第12条 学生は、在学中に履修しようとする授業科目について、所定の期日までに履修計画表により、主任指導教員の承認を得て、登録しなければならない。

2 学生の授業科目の履修に関する手続については、別に定める。

(考查及び単位の授与)

第13条 授業科目を履修した学生に対しては、考查を行い、合格した者に対しては、単位を与える。

2 考查は、試験、研究報告その他の方法により行うものとする。

3 授業科目の成績は、AA, A, B, C及びDの評語をもって表し、AA, A, B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

(試験)

第14条 試験は、授業科目の筆記試験、口頭試験又は研究報告とし、授業が終了する学期末に行う。

2 学生が、病気、忌引、事故その他やむを得ない理由により試験を受けることができなかった場合には、願い出により追試験を行うことがある。

3 試験の結果、不合格となった学生については、再試験を行うことがある。

(他の研究科及び大学院における履修等)

第15条 学則第15条及び第15条の2の規定により学生が履修した授業科目及び修得した単位は、保健学専攻の修士課程にあつては2単位を、災害・被ばく医療科学共同専攻の修士課程にあつては10単位を、医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻、放射線医療科学専攻及び先進予防医学共同専攻の博士課程にあつては10単位を、生命薬科学専攻博士前期課程及び生命薬科学専攻博士後期課程にあつては両課程を併せて10単位(うち生命薬科学専攻博士後期課程は4単位以内)を限度として、第7条から第10条までに規定する修得すべき授業科目及び単位として認定する。

(入学前の既修得単位の認定)

第15条の2 学則第15条の3の規定により、学生が入学前に履修した授業科目及び修得した単位は、10単位を限度として第7条から第10条までに規定する修得すべき授業科目及び単位として認定することができる。

2 前項の認定方法については、別に定める。

(共同教育課程に係る単位の認定等)

第15条の3 学則第17条の3の規定により、学生が災害・被ばく医療科学共同専攻又は先進予防医学共同専攻を構成する他の大学院において履修した当該共同教育課程に係る

授業科目について修得した単位を、研究科における教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

- 2 学則第17条の3第2項の規定により、学生が災害・被ばく医療科学共同専攻又は先進予防医学共同専攻を構成する他の大学院において受けた当該共同教育課程に係る研究指導を、研究科において受けた共同教育課程に係るものとみなすものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第16条 学則第17条の規定により、学生が他の大学院又は研究所等（外国の大学院等を含む。）において、必要な研究指導を受けることを認めることがある。ただし、生命薬科学専攻博士前期課程の学生については、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

(転入学、再入学等)

第17条 学則第31条第1項及び第36条の規定により、転入学、転科、転専攻又は再入学を願い出た者の選考は、教授会において審議し、学長が行う。

- 2 前項の選考方法については、別に定める。

(進学)

第18条 学則第37条の規定により進学を志願する者の選考は、教授会において審議し、学長が行う。

- 2 前項の選考方法については、別に定める。

(社会人及び外国人留学生のための特別選抜試験)

第19条 社会人で入学を志願する者又は外国人留学生として入学を志願する者があるときは、医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻、放射線医療科学専攻及び先進予防医学共同専攻の博士課程にあつては学則第26条第2項に規定する入学資格を、保健学専攻及び災害・被ばく医療科学共同専攻の修士課程並びに生命薬科学専攻博士前期課程にあつては学則第24条に規定する入学資格を、生命薬科学専攻博士後期課程にあつては学則第25条に規定する入学資格を有すると認められる者に限り、特別の入学者選抜試験（以下「特別選抜試験」という。）を行い、選抜することができる。

- 2 前項の特別選抜試験に関し必要な事項は、別に定める。

(教育方法の特例)

第20条 社会人特別選抜試験により入学した学生その他教育上特別の必要があると認められる学生については、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うものとする。

(長期履修)

第20条の2 学則第16条の規定により、学生が修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に履修すること（以下「長期履修」という。）を希望する場合は、これを認めることがある。

2 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

(学位論文の提出)

第21条 学生は、学位論文の審査を受けようとするときは、主任指導教員の承認を得て、学位規則による所定の書類を教授会の指定した期日までに提出しなければならない。

(最終試験)

第22条 保健学専攻の修士課程の最終試験は、第7条に規定する最低修得単位数を修得し、かつ、修士論文を提出した者について行う。

2 災害・被ばく医療科学共同専攻の修士課程の最終試験は、第7条の2に規定する最低修得単位数を修得し、かつ、修士論文を提出した者について行う。

3 医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻及び放射線医療科学専攻の博士課程の最終試験は、第8条に規定する最低修得単位数を修得し、かつ、博士論文を提出した者について行う。

4 先進予防医学共同専攻の博士課程の最終試験は、第8条の2に規定する最低修得単位数を修得し、かつ、博士論文を提出した者について行う。

5 生命薬科学専攻博士前期課程の最終試験は、第9条に規定する最低修得単位数を修得し、かつ、修士論文を提出した者について行う。

6 生命薬科学専攻博士後期課程の最終試験は、第10条に規定する最低修得単位数を修得し、かつ、博士論文を提出した者について行う。

(学位論文の審査及び最終試験の方法)

第23条 教授会は、学位規則の定めるところにより審査委員を定め、学位論文の審査及び最終試験を行う。

2 最終試験は、学位論文を中心とし、これに関連のある科目について、口頭又は筆頭により行う。

3 教授会は、審査委員の報告に基づき、学位論文及び最終試験の可否を審議する。

(課程修了の要件)

第24条 保健学専攻の修士課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、第7条に定める最低修得単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終

試験に合格することとする。

- 2 災害・被ばく医療科学共同専攻の修士課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、第7条の2に定める最低修得単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。
- 3 前項に定めるもののほか、それぞれの構成大学院（学則第7条の4第2項に規定する構成大学院をいう。以下同じ。）において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により10単位以上を修得することとする。ただし、当該単位数には、第15条から第15条の3までの規定により修得した単位、修得したものとみなすことができる単位又はみなすものとする単位を含まないものとする。
- 4 医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻及び放射線医療科学専攻の博士課程の修了の要件は、当該課程に4年以上在学し、第8条に定める最低修得単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。
- 5 先進予防医学共同専攻の博士課程の修了の要件は、当該課程に4年以上在学し、第8条の2に定める最低修得単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。
- 6 前項に定めるもののほか、それぞれの構成大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により10単位以上を修得することとする。ただし、当該単位数には、第15条から第15条の3までの規定により修得した単位、修得したものとみなすことができる単位又はみなすものとする単位を含まないものとする。
- 7 生命薬科学専攻博士前期課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、第9条に定める最低修得単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。
- 8 生命薬科学専攻博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、第10条に定める最低修得単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

（学位の授与）

第25条 保健学専攻及び災害・被ばく医療科学共同専攻の修士課程、医療科学専攻、新興

感染症病態制御学系専攻, 放射線医療科学専攻及び先進予防医学共同専攻の博士課程並びに生命薬科学専攻博士前期課程及び生命薬科学専攻博士後期課程を修了した者には, 学位規則の定めるところにより, それぞれ修士又は博士の学位を授与する。

(外国人留学生)

第26条 学則第46条及び長崎大学外国人留学生規則(平成16年規則第20号)に定めるもののほか, 外国人留学生に関し必要な事項は, 別に定めることができる。

(放射線看護専門看護師養成プログラム)

第27条 研究科においては, 放射線看護専門看護師養成のため, 災害・被ばく医療科学共同専攻の修士課程の学生及び同専攻を修了した者並びに保健学専攻放射線看護専門看護師養成コースを修了した者を対象に, 放射線看護専門看護師養成プログラムを編成する。

2 前項の放射線看護専門看護師養成プログラムの授業科目について履修を希望する災害・被ばく医療科学共同専攻の修士課程を修了した者及び保健学専攻放射線看護専門看護師養成コースを修了した者がいるときは, 教授会の議を経て, 学長が科目等履修生として入学を許可することができる。

3 放射線看護専門看護師養成プログラムの細部については, 別に定める。

第28条 削除

(補則)

第29条 この規程に定めるもののほか, この規程の実施の細部に関し必要な事項は, 別に定めることができる。

附 則

1 この規程は, 平成16年4月1日から施行する。

2 平成16年3月31日現在本研究科に在学している者(以下この項において「在学者」という。)及び平成16年4月1日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については, 旧長崎大学大学院医歯薬学総合研究科規程は, この規程の施行後も, なおその効力を有する。

附 則(平成16年9月1日医歯薬学総合研究科規程第13号)

この規程は, 平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成17年8月12日医歯薬学総合研究科規程第3号)

1 この規程は, 平成17年10月1日から施行する。

2 平成17年9月30日現在本研究科に在学している者については, 改正後の長崎大学大学院医歯薬学総合研究科規程の規定にかかわらず, なお従前の例による。

附 則（平成１８年３月２２日医歯薬学総合研究科規程第１号）

- 1 この規程は、平成１８年４月１日から施行する。
- 2 平成１８年３月３１日現在本研究科に在学している者については、改正後の長崎大学大学院医歯薬学総合研究科規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成１９年３月２３日医歯薬学総合研究科規程第５号）

この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則（平成１９年９月１４日医歯薬学総合研究科規程第８号）

- 1 この規程は、平成１９年１０月１日から施行する。
- 2 平成１９年９月３０日現在本研究科に在学している者については、改正後の長崎大学大学院医歯薬学総合研究科規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の別表第１の８生命薬科学専攻（博士前期課程）のResources of Natural Medicines for Infectious Diseasesの項の規定は、この規程の施行の日前の入学者についても適用する。

附 則（平成２０年３月１９日医歯薬学総合研究科規程第１号）

- 1 この規程は、平成２０年４月１日から施行する。
- 2 平成２０年３月３１日現在本研究科に在学している者については、改正後の長崎大学大学院医歯薬学総合研究科規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の第３条第２項及び第４項、第９条並びに第１０条の規定は、この規程の施行の日前の入学者についても適用する。
- 4 第２項の規定にかかわらず、改正後の別表第１の４医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻及び放射線医療科学専攻における医学・歯学がプロフェッショナル養成コースの科目並びに同表の９生命薬科学専攻（博士前期課程）におけるがん専門薬剤師養成コースの科目のうち、集学的がん治療学特論、集学的がん治療学実習、基礎がん薬物治療学特論Ⅰ、基礎がん薬物治療学特論Ⅱ及びがん薬物治療学基礎実習については、この規程の施行の日前の入学者の履修を認めるものとする。ただし、当該入学者が当該各科目を履修し、修得した単位は、改正後の第９条及び第１０条に規定する最低修得単位数には含めない。

附 則（平成２０年９月９日医歯薬学総合研究科規程第１１号）

この規程は、平成２０年１０月１日から施行する。

附 則（平成２１年３月１８日医歯薬学総合研究科規程第１号）

- 1 この規程は、平成２１年４月１日から施行する。
- 2 平成２１年３月３１日現在本研究科に在学している者については、改正後の長崎大学大学院医歯薬学総合研究科規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 21 年 9 月 4 日医歯薬学総合研究科規程第 7 号）

この規程は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 12 日医歯薬学総合研究科規程第 1 号）

- 1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年 3 月 31 日現在本研究科に在学している者については、改正後の長崎大学大学院医歯薬学総合研究科規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の第 13 条の規定は、平成 21 年度以前の入学者についても適用する。

附 則（平成 23 年 3 月 14 日医歯薬学総合研究科規程第 3 号）

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年 3 月 31 日現在本研究科に在学している者については、改正後の長崎大学大学院医歯薬学総合研究科規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年 3 月 16 日医歯薬学総合研究科規程第 1 号）

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年 3 月 31 日現在本研究科に在学している者については、改正後の長崎大学大学院医歯薬学総合研究科規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年 9 月 12 日医歯薬学総合研究科規程第 6 号）

- 1 この規程は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年 9 月 30 日現在本研究科に在学している者については、改正後の長崎大学大学院医歯薬学総合研究科規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の別表第 1 の 11 医療科学専攻及び同表の 12 新興感染症病態制御学系専攻の規定については、この規程の施行の日前の入学者についても適用する。

附 則（平成 25 年 3 月 26 日医歯薬学総合研究科規程第 2 号）

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年 3 月 31 日現在本研究科に在学している者については、改正後の長崎大学大学院医歯薬学総合研究科規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 9 月 6 日医歯薬学総合研究科規程第 9 号）

- 1 この規程は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年 9 月 30 日現在本研究科に在学している者については、改正後の長崎大学大学院医歯薬学総合研究科規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の別表第 1 の 14 新興感染症病態制御学系専攻の規定（臨床感染症学演習Ⅰの項から臨床感染症学論文研究Ⅱの項までに限る。）については、この規程の施行の日前の入学者につ

いても適用する。

附 則（平成 26 年 3 月 25 日医歯薬学総合研究科規程第 2 号）

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年 3 月 31 日現在本研究科に在学している者については、改正後の長崎大学大学院医歯薬学総合研究科規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正前の別表第 1 の 17 生命薬科学専攻博士後期課程の Molecular Biology of Infectious Agents III 及び Molecular Biology of Infectious Agents IV の項の規定については、適用しない。

附 則（平成 26 年 9 月 10 日医歯薬学総合研究科規程第 4 号）

- 1 この規程は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年 9 月 30 日現在本研究科に在学している者については、改正後の長崎大学大学院医歯薬学総合研究科規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 3 月 30 日医歯薬学総合研究科規程第 2 号）

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年 3 月 31 日現在本研究科に在学している者については、改正後の長崎大学大学院医歯薬学総合研究科規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 6 月 2 日医歯薬学総合研究科規程第 5 号）

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年 3 月 31 日現在本研究科に在学している者については、改正後の長崎大学大学院医歯薬学総合研究科規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 9 月 17 日医歯薬学総合研究科規程第 6 号）

- 1 この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年 9 月 30 日現在本研究科に在学している者については、改正後の長崎大学大学院医歯薬学総合研究科規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 10 月 1 日医歯薬学総合研究科規程第 7 号）

- 1 この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年 9 月 30 日現在本研究科に在学している者については、改正後の長崎大学大学院医歯薬学総合研究科規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 3 月 30 日医歯薬学総合研究科規程第 3 号）

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年 3 月 31 日現在本研究科に在学している者については、改正後の長崎大学大

学院医歯薬学総合研究科規程の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 9 月 30 日医歯薬学総合研究科規程第 7 号）

- 1 この規程は，平成 28 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年 9 月 30 日現在本研究科に在学している者については，改正後の長崎大学大学院医歯薬学総合研究科規程の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 3 月 30 日医歯薬学総合研究科規程第 2 号）

- 1 この規程は，平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年 3 月 31 日現在本研究科に在学している者については，改正後の長崎大学大学院医歯薬学総合研究科規程の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 9 月 29 日医歯薬学総合研究科規程第 13 号）

- 1 この規程は，平成 29 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年 9 月 30 日現在本研究科に在学している者については，改正後の長崎大学大学院医歯薬学総合研究科規程の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 3 月 28 日医歯薬学総合研究科規程第 1 号）

- 1 この規程は，平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年 3 月 31 日現在本研究科に在学している者については，改正後の長崎大学大学院医歯薬学総合研究科規程の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 9 月 28 日医歯薬学総合研究科規程第 8 号）

- 1 この規程は，平成 30 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年 9 月 30 日現在本研究科に在学している者については，改正後の長崎大学大学院医歯薬学総合研究科規程の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は，平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 31 年 3 月 31 日現在本研究科に在学している者については，改正後の長崎大学大学院医歯薬学総合研究科規程の規定にかかわらず，なお従前の例による。

別表第 1

授業科目及び単位数

1 保健学専攻

科目区分	授業科目	単位数			標準履修年次
		必	選	選	

			修	択 必 修	択	
共通科目	生体情報科学特論			2		1
	研究方法特論			2		1
	保健学研究の統計的理論と実践			2		1
	保健統計学特論			2		1
	保健医療社会学特論			2		1
	グローバルヘルス特論			2		1
	国際協力特論			2		1
	生体機能解析・制御学特論			2		1
	臨床免疫学特論			2		1
	医療情報特論			2		1
	メンタルヘルス特論			2		1
	コンサルテーション特論			2		1
	看護管理学特論			2		1
	看護倫理			2		1
	看護理論			2		1
	看護教育論			2		1
専門科目	看護 実践 科学 分	看護実践科学特論		2		1
		看護実践科学セミナー		2		1
		看護実践科学分野特別研究		1 0		2

野	公衆衛生看護学	公衆衛生看護学特論		2		1
		公衆衛生看護学セミナー		2		1
		ヘルスプロモーション特論		2		1
		公衆衛生看護学分野特別研究		10		2
	リプロダクティブヘルス	リプロダクティブヘルス特論		2		1
		リプロダクティブヘルスセミナー		2		1
		周産期救急ケア演習		2		2
		地域・国際助産学		2		1
		地域助産学演習		2		2
		国際助産学演習		2		2
		リプロダクティブヘルス分野特別研究		10		2
	理学療法学分野	呼吸器障害理学療法学特論		2		1
		発達障害理学療法学特論		2		1
		運動障害理学療法学特論		2		1
		地域リハビリテーション学特論		2		1
		理学療法学セミナー		2		1
		理学療法学特別研究		10		2
	作業療法学	身体障害作業療法学特論		2		1
		生活障害作業療法学特論		2		1
		精神障害作業療法学特論		2		1

法 学 分 野	基礎作業療法学特論	2	1
	発達障害作業療法学特論	2	1
	作業療法学セミナー	2	1
	作業療法学特別研究	1 0	2

2 保健学専攻における遺伝看護・遺伝カウンセリングコースの科目

科目区分		授業科目	単位数			標準履修年次
			必修	選択必修	選択	
共通科目		保健医療社会学特論	2			1
		医療情報特論	2			1
		看護倫理	2			1
専門科目	リプロダクティブヘルス	リプロダクティブヘルス分野特別研究	10			2
研究科が開設する 遺伝看護関連科目		遺伝看護セミナー	2			1
		分子遺伝系	2			1
		基礎遺伝解析学演習	2			1
		遺伝医療学	2			1
		カウンセリング技法	1			1
		遺伝看護実習	1			1
		遺伝カウンセリング実習	6			1・2

3 保健学専攻におけるがん看護専門看護師養成コースの科目

科目区分	授業科目	単位数			標準 履修 年次
		必修	選択 必修	選択	
共通科目	生体情報科学特論	2			1
	研究方法特論		2		1
	コンサルテーション特論		2		1
	看護管理学特論		2		1
	看護倫理		2		1
	看護理論		2		1
	看護教育論		2		1
研究科が開設する がん看護関連科目	フィジカルアセスメント特論	2			1
	臨床薬理学	2			1
	集学的がん治療学特論	2			1
	がん看護特論	2			1
	がん看護援助論	2			1
	がん薬物療法看護Ⅰ	2			1
	がん薬物療法看護Ⅱ	2			1
	緩和ケアⅠ	2			1
	緩和ケアⅡ	2			1
	がん看護学実習Ⅰ	1			1
	がん看護学実習Ⅱ	3			2

	がん看護学実習Ⅲ	2			2
	がん看護学実習Ⅳ	2			2
	がん看護学実習Ⅴ	2			2
	がん看護学課題研究	4			2

4 保健学専攻における助産師養成コースの科目

科目区分	授業科目	単位数			標準 履修 年次
		必修	選択 必修	選択	
共通科目	生体情報科学特論		2		1
	研究方法特論		2		1
	保健学研究の統計的理論と実践		2		1
	保健統計学特論		2		1
	保健医療社会学特論		2		1
	グローバルヘルス特論		2		1
	国際協力特論		2		1
	生体機能解析・制御学特論		2		1
	臨床免疫学特論		2		1
	医療情報特論		2		1
	メンタルヘルス特論		2		1
	コンサルテーション特論		2		1
	看護管理学特論		2		1

		看護倫理		2		1
		看護理論		2		1
		看護教育論		2		1
専門科目	リプロダクティブヘルス	リプロダクティブヘルス特論	2			1
		リプロダクティブヘルスセミナー	2			1
		周産期救急ケア演習		2		2
		地域・国際助産学		2		1
		地域助産学演習		2		2
		国際助産学演習		2		2
		リプロダクティブヘルス分野特別研究	10			2
研究科が開設する 助産師養成関連科目		助産業務管理学	1			1
		助産業務管理学演習	2			2
		ウィメンズヘルス特論	1			1
		ウィメンズヘルス演習	1			2
		妊婦助産診断・ケア学	2			1
		産婦助産診断・ケア学	4			1
		褥婦助産診断・ケア学	1			1
		新生児助産診断・ケア学	1			1
		周産期メンタルヘルス	1			1
		高度助産技術実践論	2			2
		助産学実習 I	2			1

	助産学実習Ⅱ	8			1
	助産学実習Ⅲ	2			2

5 災害・被ばく医療科学共同専攻における医科学コースの科目

科目区分	授業科目	開設大学		単位数			標準履修年次
		長崎大学	福島県立医科大学	必修	選択必修	選択	
基礎科目	研究方法特論	○	○	2			1
	リスクコミュニケーション学	○		1			1
	基礎放射線医科学※1	○	○	2			1
	災害看護学概論		○		1		1
	救急医学概論		○	1			1
	災害医学概論		○		1		1
	日本における被ばく医療科学の発展※2	○	○		4		1
	被ばく影響学Ⅰ	○			1		1
	被ばく影響学Ⅱ	○			1		1
	放射線防護学Ⅰ	○	○	1			1
	放射線防護学Ⅱ	○	○		1		1

	緊急被ばく医療概論		○		2		1
	メンタルヘルス概論	○			2		1
	リスクアセスメント概論	○			2		1
	疫学		○		2		1
専門科目	社会医学特論	○		2			1
	国際保健学特論	○			2		1
	災害こころの医学		○		2		1
	災害医学特論		○		2		1
	リスク管理学特論	○			2		1
	国際プロジェクト管理学	○				2	1
	保健医療社会学特論	○				2	1
	シミュレーション医療教育学		○			2	1
	災害地域ヘルスプロモーション学		○			2	1
	救急医学特論		○			2	1
	地域医療学		○			2	1
専門実習	長崎大川内村実習	○			2		2
	長崎大原爆被爆者医療実習	○			2		2
	長崎大放射線看護学実習	○			2		2
	福島医大救急医学実習		○		2		1・2
	福島医大放射線災害医療実習		○		2		1・2
課題研究	課題研究	○	○	6			2

自由科目	医学概論※3	○	○		2		1
------	--------	---	---	--	---	--	---

※1 「基礎放射線医科学」は、それぞれの構成大学院から1単位ずつ修得したものとみなす。

※2 「日本における被ばく医療科学の発展」は、それぞれの構成大学院から2単位ずつ修得したものとみなす。

※3 人文学系（経済学，心理学等）・教育学系・理工学系の学士課程卒業生，修士課程修了者等であって，入学時に本人の資格，学修歴を基に非医療系履修者と判定された者（以下「非医療系履修者」という。）は，「医学概論」（自由科目）は必修とする。

6 災害・被ばく医療科学共同専攻における保健看護学コースの科目

科目区分	授業科目	開設大学		単位数			標準履修年次
		長崎大学	福島県立医科大学	必修	選択必修	選択	
基礎科目	研究方法特論	○	○	2			1
	リスクコミュニケーション学	○		1			1
	基礎放射線医科学※1	○	○	2			1
	災害看護学概論		○		1		1
	救急医学概論		○	1			1
	災害医学概論		○		1		1
	日本における被ばく医療科学の発展※2	○	○		4		1

	被ばく影響学Ⅰ	○			1		1
	被ばく影響学Ⅱ	○			1		1
	放射線防護学Ⅰ	○	○	1			1
	放射線防護学Ⅱ	○	○		1		1
	緊急被ばく医療概論		○		2		1
	メンタルヘルス概論	○			2		1
	リスクアセスメント概論	○			2		1
	疫学		○		2		1
専門科目	放射線看護学	○		2			1
	災害公衆衛生看護学		○		2		1
	臨床放射線看護学	○			2		1
	放射線ヘルスプロモーション看護学	○			2		1
	国際被ばく公衆衛生看護学		○		2		1
	国際プロジェクト管理学	○				2	1
	保健医療社会学特論	○				2	1
	看護倫理		○			2	1
	看護理論	○	○			2	1
	看護教育論	○	○			2	1
	看護管理学特論	○	○			2	1
	コンサルテーション特論	○	○			2	1
	国際保健学特論	○				2	1

専門実習	長崎大川内村実習	○			2		2
	長崎大原爆被爆者医療実習	○			2		2
	長崎大放射線看護学実習	○			2		2
	福島医大救急医学実習		○		2		1・2
	福島医大放射線災害医療実習		○		2		1・2
課題研究	課題研究	○	○	6			2
自由科目	医学概論※3	○	○		2		1

※1 「基礎放射線医科学」は、それぞれの構成大学院から1単位ずつ修得したものとみなす。

※2 「日本における被ばく医療科学の発展」は、それぞれの構成大学院から2単位ずつ修得したものとみなす。

※3 非医療系履修者は、「医学概論」（自由科目）は必修とする。

7 医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻、放射線医療科学専攻及び生命薬科学専攻博士後期課程の共通科目

科目区分	授業科目	単位数			標準履修年次
		必修	選択必修	選択	
生命医療科学セミナー	生命医療科学トピックス	2			1・2
生命医療科学概論	生命倫理学		1		1・2
	医療情報学		1		1・2
	国際・熱帯医学		1		1・2
生命医療科学特論	生物統計学		1		1・2
	分子細胞生物学		1		1・2

ゲノム科学		1		1・2
生体材料科学		1		1・2
硬組織疾患学特論A（骨再生と歯周病）		1		1・2
硬組織疾患学特論B（骨・軟骨形成と疾患）		1		1・2
アカデミア創薬学特論Ⅰ		1		1・2
アカデミア創薬学特論Ⅱ		1		1・2
生体分子解析学		1		1・2
腫瘍診断治療学		1		1・2
再生医療学特論		1		1・2
移植医療学特論		1		1・2
看護・リハビリテーション科学特論		1		1・2
腫瘍学特論（基礎編）		1		1・2
腫瘍学特論（臨床編）		1		1・2
感染症学特論		1		1・2
神経科学特論		1		1・2
先端医療科学特論（基礎編）		1		1・2
先端医療科学特論（臨床編）		1		1・2
先端新興感染症病態制御学特論		1		1・2

	先端放射線医療科学特論		1		1・2
	先端臨床試験特論		1		1・2
生命医療科学実習	先端機器実習		1		1・2

8 医療科学専攻, 新興感染症病態制御学系専攻及び放射線医療科学専攻における先導医療教育研究コースの科目

科目区分	授業科目	単位数			標準履修年次
		必修	選択必修	選択	
コース科目	先導医療教育研究特論	2			1・2

9 医療科学専攻, 新興感染症病態制御学系専攻及び放射線医療科学専攻におけるがんゲノム医療専門医師・歯科医師養成コース, がんゲノム医療専門薬剤師養成コース, 包括的がん専門医師・歯科医師養成コース及び包括的がん専門薬剤師養成コースの科目

科目区分	授業科目	単位数			標準履修年次
		必修	選択必修	選択	
コース科目	集学的がん治療学特論Ⅰ (総論)		1		1・2
	集学的がん治療学特論Ⅱ (がんゲノム医療)		1		1・2
	集学的がん治療学特論Ⅲ (小児・AYA・希少がん)		1		1・2
	集学的がん治療学特論Ⅳ (ライフステージに応じたがん医療)		1		1・2
	集学的がん治療学実習	2			1・2

	在宅・地域医療実習		1		1・2
	離島・僻地病院実習		2		1・2

10 医療科学専攻, 新興感染症病態制御学系専攻及び放射線医療科学専攻におけるがんゲノム医療専門薬剤師養成コース及び包括的がん専門薬剤師養成コースの研究科が開設するがん拠点病院における実習科目

科目区分	授業科目	単位数			標準履修年次
		必修	選択必修	選択	
コース科目	がん専門薬剤師養成実習A		8		2・3
	がん専門薬剤師養成実習B		8		2・3

11 医療科学専攻における専門薬剤師養成コース及びコーディネーター養成コースの研究科が開設する病院における実習科目

科目区分	授業科目	単位数			標準履修年次
		必修	選択必修	選択	
コース科目	専門薬剤師養成実習（感染制御）		4		2・3
	専門薬剤師養成実習（糖尿病）		4		2・3
	専門薬剤師養成実習（精神科）		4		2・3
	専門薬剤師養成実習（妊婦・授乳婦）		4		2・3
	コーディネーター養成実習		4		2・3

12 医療科学専攻におけるハイブリッド医療人養成コースの科目

科目区分	授業科目	単位数			標準履修年次
		必修	選択必修	選択	

			修		
コース科目	臨床先端医療機器特論	3			1・2
	臨床先端医療機器実習	2			1・2
	ロボティクス特論		2		1・2
	電気駆動システム設計特論		2		1・2
	学外連携セミナー		2		1・2

1 3 医療科学専攻における地域包括ケア研究医養成コースの科目

科目区分	授業科目	単位数			標準履修年次
		必修	選択必修	選択	
コース科目	地域包括ケア特論		3		1・2
	地域包括ケア演習		2		1・2
	地域包括ケア実習		2		1・2
	在宅・地域医療実習		1		1・2
	離島・僻地病院実習		2		1・2

1 4 新興感染症病態制御学系専攻の熱帯病・新興感染症制御グローバルリーダー育成コースの科目

科目区分	授業科目	単位数			標準履修年次
		必修	選択必修	選択	
感染症課題解決型 科目群	ウイルス学特論	1			1
	細菌学特論	1			1

	疫学統計学特論	1			1
	寄生虫学特論	1			1・2
	病害動物学特論	1			1・2
	感染創薬学特論	1			1・2
実習演習科目群	生物医科学実習		2		1・2
	グラント申請演習		2		1・2
	海外研修		2		2・3
グローバルリーダー教養科目群	感染症危機管理学		1		1・2
	生命倫理学		1		1・2
	文化人類学		1		1・2
	国際経済学		1		1・2
	国際法学		1		1・2
グローバルリーダー演習科目群	コミュニケーションスキル演習Ⅰ		1		1・2
	コミュニケーションスキル演習Ⅱ		1		1・2
	グローバルリーダー演習Ⅰ		1		1・2・3
	グローバルリーダー演習Ⅱ		1		1・2・3
課題研究	課題研究Ⅰ	2			1・2
	課題研究Ⅱ	2			1・2
論文研究	論文研究Ⅰ	4			3・4

	論文研究Ⅱ	4			3・4
--	-------	---	--	--	-----

1 5 医療科学専攻の研究支援科目（課題研究及び実習科目）及び論文研究

科目区分		授業科目	単位数			標準履修年次
			必修	選択必修	選択	
研究支援科目	課題研究	課題研究Ⅰ（医療科学）	2			1・2
		課題研究Ⅱ（医療科学）	2			1・2
	実習科目	特別実習Ⅰ（医療科学）	2			2・3
		特別実習Ⅱ（医療科学）	2			2・3
論文研究		論文研究Ⅰ（医療科学）	4			3・4
		論文研究Ⅱ（医療科学）	4			3・4

1 6 新興感染症病態制御学系専攻の研究支援科目（課題研究及び実習科目）及び論文研究

科目区分		授業科目	単位数			標準履修年次
			必修	選択必修	選択	
研究支援科目	課題研究	課題研究Ⅰ（新興感染症病態制御学）	2			1・2
		課題研究Ⅱ（新興感染症病態制御学）	2			1・2
	実習科目	特別実習Ⅰ（新興感染症病態制御学）	2			2・3
		特別実習Ⅱ（新興感染症病態制御学）	2			2・3

論文研究	論文研究Ⅰ（新興感染症病態制御学）	4			3・4
	論文研究Ⅱ（新興感染症病態制御学）	4			3・4

17 放射線医療科学専攻の研究支援科目（課題研究及び実習科目）及び論文研究

科目区分		授業科目	単位数			標準履修年次
			必修	選択必修	選択	
研究支援科目	課題研究	課題研究Ⅰ（放射線医療科学）	2			1・2
		課題研究Ⅱ（放射線医療科学）	2			1・2
	実習科目	特別実習Ⅰ（放射線医療科学）	2			2・3
		特別実習Ⅱ（放射線医療科学）	2			2・3
論文研究		論文研究Ⅰ（放射線医療科学）	4			3・4
		論文研究Ⅱ（放射線医療科学）	4			3・4

18 医療科学専攻, 新興感染症病態制御学系専攻及び放射線医療科学専攻の研究支援科目（演習科目）

科目区分		授業科目	単位数			標準履修年次
			必修	選択必修	選択	

研究支援科目	演習科目	形態制御解析学演習			2	1・2
		肉眼解剖学演習			2	1・2
		組織細胞生物学演習			2	1・2
		顎顔面解剖学演習			2	1・2
		細胞生物学演習			2	1・2
		分子生理学演習			2	1・2
		生化学演習			2	1・2
		腫瘍医学演習			2	1・2
		フロンティア生命科学演習			2	1・2
		加齢口腔生理学演習			2	1・2
		口腔分子生化学演習			2	1・2
		医科薬理学演習			2	1・2
		歯科薬理学演習			2	1・2
		病理診断科学演習			2	1・2
		基礎病理学演習			2	1・2
		口腔病理学演習			2	1・2
		生体材料学演習			2	1・2
		分子硬組織生物学演習			2	1・2
		法医学演習			2	1・2
		総合診療学演習			2	1・2
		歯科法医学演習			2	1・2

	口腔保健学演習		2	1・2
	眼科・視覚科学演習		2	1・2
	耳鼻咽喉・頭頸部外科学演習		2	1・2
	脳神経外科学演習		2	1・2
	麻酔・蘇生科学演習		2	1・2
	心臓血管外科学演習		2	1・2
	泌尿器科学演習		2	1・2
	腫瘍外科学演習		2	1・2
	移植・消化器外科学演習		2	1・2
	産科婦人科学演習		2	1・2
	整形外科学演習		2	1・2
	形成再建外科学演習		2	1・2
	精神神経科学演習		2	1・2
	皮膚病態学演習		2	1・2
	循環器内科学演習		2	1・2
	消化器内科学演習		2	1・2
	呼吸器内科学演習		2	1・2
	病態解析・診断学演習		2	1・2
	小児科学演習		2	1・2
	放射線診断治療学演習		2	1・2
	臨床腫瘍学演習		2	1・2

	歯科麻酔学演習		2	1・2
	歯科矯正学演習		2	1・2
	小児歯科学演習		2	1・2
	歯周歯内治療学演習		2	1・2
	口腔インプラント学演習		2	1・2
	歯科補綴学演習		2	1・2
	口腔腫瘍治療学演習		2	1・2
	顎口腔再生外科学演習		2	1・2
	頭頸部放射線学演習		2	1・2
	看護学演習		2	1・2
	理学療法学演習		2	1・2
	作業療法学演習		2	1・2
	保健科学演習		2	1・2
	先端臨床薬学特論		1	1・2
	先端薬物治療学特論		1	1・2
	薬物治療学演習		2	1・2
	医薬品情報学演習		2	1・2
	薬剤学演習		2	1・2
	実践薬学演習		2	1・2
	比較動物医学演習		2	1・2
	ゲノム機能解析学演習		2	1・2
	予防医学演習		2	1・2

	地域保健・福祉連携学演習		2	1・2
	内分泌・代謝内科学演習		2	1・2
	脳神経内科学演習		2	1・2
	腎臓内科学演習		2	1・2
	臨床薬物動態学演習		2	1・2
	救命救急医療学演習		2	1・2
	脳神経病態学演習		2	1・2
	神経免疫学演習		2	1・2
	地域包括ケア学演習		2	1・2
	包括的腫瘍学演習		2	1・2
	免疫学演習		2	1・2
	感染分子解析学演習		2	1・2
	臨床感染症学演習		2	1・2
	口腔病原微生物学演習		2	1・2
	臨床微生物学特論		1	1・2
	感染症学特論		1	1・2
	臨床感染症学実習		2	1・2
	感染制御学実習		1	1・2
	短期海外臨床研修		1	3
	熱帯ウイルス病学演習		2	1・2
	新興ウイルス感染症学演習		2	1・2

	病原細菌学演習		2	1 ・ 2
	病原原虫学演習		2	1 ・ 2
	熱帯寄生虫学演習		2	1 ・ 2
	免疫遺伝学演習		2	1 ・ 2
	感染病理学演習		2	1 ・ 2
	熱帯医学情報学演習		2	1 ・ 2
	国際保健学演習		2	1 ・ 2
	病害動物学演習		2	1 ・ 2
	臨床熱帯医学演習		2	1 ・ 2
	熱帯小児感染症学演習		2	1 ・ 2
	臨床開発学演習		2	1 ・ 2
	熱帯細菌学演習		2	1 ・ 2
	熱帯微生物学演習		2	1 ・ 2
	臓器統合制御学演習		2	1 ・ 2
	医療政策学演習		2	1 ・ 2
	ウイルス肝炎治療学演習		2	1 ・ 2
	先端医療学演習		2	1 ・ 2
	分子免疫学演習		2	1 ・ 2
	機能形態学演習		2	1 ・ 2
	臨床病理学演習		2	1 ・ 2
	基礎抗酸菌症学演習		2	1 ・ 2
	臨床抗酸菌症学演習		2	1 ・ 2

		放射線災害医療学演習			2	1・2
		放射線分子疫学演習			2	1・2
		放射線生物・防護学演習			2	1・2
		放射線・環境健康影響学演習			2	1・2
		ゲノム機能修復学演習			2	1・2
		幹細胞生物学演習			2	1・2
		血液内科学演習			2	1・2
		アイソトープ診断治療学演習			2	1・2
		国際ヒバクシャ医療学演習			2	1・2
		神経機能学演習			2	1・2
		公衆衛生学演習			2	1・2
		医療情報学演習			2	1・2
		地域医療学演習			2	1・2
		リウマチ・膠原病内科学演習			2	1・2
		国際保健医療福祉学演習			2	1・2
		人類遺伝学演習			2	1・2
		分子医学演習			2	1・2
		腫瘍・診断病理学演習			2	1・2

1 9 先進予防医学共同専攻

科目区分		授業科目	開設大学			単位数			標準履修年次
			千葉大学	金沢大学	長崎大学	必修	選択必修	選択	
医学基礎科目		医学基礎※	○	○	○		2		1
予防医学基盤科目		医療統計学・疫学	○	○	○	1			1
		環境と遺伝	○	○	○	1			1
		生命倫理	○	○	○	1			1
先進予防医学に関する科目	オミクス解析領域	オミクス解析		○		1			1
		分子腫瘍医科学		○			1		1・2
		分子薬剤応答学		○			1		2
		栄養代謝学		○			1		1・2
		臨床遺伝学			○		1		1・2
	情報医工学領域	情報医工学			○	1			1
		バイオインフォマティクス		○			1		1・2
		探索イメージング学		○			1		2
		レギュラトリーサイエンス	○				1		1・2
		医療情報管理学	○				1		1・2
		メディカルロボティクス			○		1		2
	マクロ環境	マクロ環境	○			1			1
		医療政策・マネジメント	○				1		1・2

	境 域	サステイナブル環境健康科学	○				1		2
		社会疫学	○				1		2
		行動・精神衛生			○		1		2
		放射線健康影響概論			○		1		1・2
		地域医療論			○		1		2
国内・海外フィールド実習に関する科目		ゲノム実習（金沢）		○			1		3・4
		過疎地コホート実習		○			1		3・4
		地域医療実習（金沢）		○			1		3・4
		HIV／AIDS研究フィールドワーク実習		○			1		3・4
		ウィルス感染症研究フィールドワーク実習		○			1		3・4
		寄生虫感染症研究フィールドワーク実習		○			1		3・4
		グローバルヘルス実習		○			1		3・4
		ゲノム実習（千葉）	○				1		3・4
		ヘルシーシティーズ・都市部コホート実習	○				1		3・4
		医療機関情報実習（千葉）	○				1		3・4
		グローバルヘルス環境医学実習	○				1		3・4
		ゲノム実習（長崎）			○		1		3・4

	離島コホート実習			○		1		3・4
	原爆被爆者健康診断学実習			○		1		3・4
	放射線臨床疫学実習			○		1		3・4
	海外母子コホート実習			○		1		3・4
研究支援科目	課題研究	○	○	○	1			2
	研究実践レポート（金沢）		○			1		2
	研究実践レポート（千葉）	○				1		2
	研究実践レポート（長崎）			○		1		2
	特別研究Ⅰ	○	○	○	3			3・4
	研究デベロップメントⅠ （金沢）		○			2		3・4
	研究デベロップメントⅠ （千葉）	○				2		3・4
	研究デベロップメントⅠ （長崎）			○		2		3・4
	特別研究Ⅱ	○	○	○	5			3・4
	研究デベロップメントⅡ （金沢）		○			5		3・4
	研究デベロップメントⅡ （千葉）	○				5		3・4
	研究デベロップメントⅡ （長崎）			○		5		3・4

※ 非医療系履修者は、「医学基礎」（医学基礎科目）は必修とする。

20 生命薬科学専攻博士前期課程

科目区分	授業科目	単位数			標準 履修 年次
		必修	選択 必修	選択	
共通科目	創薬プロセス特論Ⅰ			1	1・2
	創薬プロセス特論Ⅱ			1	1・2
	創薬プロセス特論Ⅲ			1	1・2
	創薬プロセス特論Ⅳ			1	1・2
	特別薬科学演習Ⅰ			1	1・2
	特別薬科学演習Ⅱ			1	1・2
	生命薬科学トピックスⅠ			1	1・2
	生命薬科学トピックスⅡ			1	1・2
分子創薬科学	メディシナルケミストリー特論Ⅰ			1	1・2
	メディシナルケミストリー特論Ⅱ			1	1・2
	メディシナルケミストリー特論Ⅲ			1	1・2
	メディシナルケミストリー特論Ⅳ			1	1・2
	メディシナルケミストリー特論Ⅴ			1	1・2
	メディシナルケミストリー特論Ⅵ			1	1・2
	メディカルバイオ特論Ⅰ			1	1・2
	メディカルバイオ特論Ⅱ			1	1・2
	メディカルバイオ特論Ⅲ			1	1・2
	メディカルバイオ特論Ⅳ			1	1・2

メディカルバイオ特論Ⅴ			1	1・2
メディカルバイオ特論Ⅵ			1	1・2
メディカルバイオ特論Ⅶ			1	1・2
メディカルバイオ特論Ⅷ			1	1・2
* Bioorganic Chemistry for Environmental Science I			1	1・2
* Bioorganic Chemistry for Environmental Science II			1	1・2
* Cell Biology for Health Science I			1	1・2
* Cell Biology for Health Science II			1	1・2
* Pharmacology and Drug Discovery I			1	1・2
* Pharmacology and Drug Discovery II			1	1・2
* Pharmaceutical Organic Chemistry for Infectious Diseases I			1	1・2
* Pharmaceutical Organic Chemistry for Infectious Diseases II			1	1・2
* Synthesis of Drugs for Infectious Diseases I			1	1・2
* Synthesis of Drugs for Infectious Diseases II			1	1・2
* Molecular Biology of Neurodegenerative Diseases I			1	1・2
* Molecular Biology of Neurodegenerative Diseases II			1	1・2

	* Molecular Biology of Infectious Agents I			1	1・2
	* Molecular Biology of Infectious Agents II			1	1・2
	分子創薬科学課題研究 I	4			1～ 2
	分子創薬科学特別実験	1 6			1～ 2
	* Exercise Biomedical Sciences	4			1～ 2
	* Experiment Biomedical Sciences	1 6			1～ 2
天然薬物学	天然薬物資源学特論 I			1	1・2
	天然薬物資源学特論 II			1	1・2
	天然薬物資源学特論 III			1	1・2
	天然薬物資源学特論 IV			1	1・2
	* Natural Product Chemistry for Infectious Diseases I			1	1・2
	* Natural Product Chemistry for Infectious Diseases II			1	1・2
	* Resources of Marine Natural Medicines for Infectious Diseases			0. 5	1・2
	* Resources of Natural Medicines for Infectious Diseases			0. 5	1・2
	天然薬物資源学課題研究 I	4			1～

				2
	天然薬物資源学特別実験	1 6		1 ~ 2
	* Exercise Biomedical Sciences	4		1 ~ 2
	* Experiment Biomedical Sciences	1 6		1 ~ 2
健康薬科学	ヘルスサイエンス特論Ⅰ		1	1・2
	ヘルスサイエンス特論Ⅱ		1	1・2
	ヘルスサイエンス特論Ⅲ		1	1・2
	ヘルスサイエンス特論Ⅳ		1	1・2
	ヘルスサイエンス特論Ⅴ		1	1・2
	ヘルスサイエンス特論Ⅵ		1	1・2
	* Chemistry of Biofunctional Molecules for Infectious Diseases Ⅰ		1	1・2
	* Chemistry of Biofunctional Molecules for Infectious Diseases Ⅱ		1	1・2
	* Inorganic Chemistry in Health and Environmental Sciences Ⅰ		1	1・2
	* Inorganic Chemistry in Health and Environmental Sciences Ⅱ		1	1・2
	* Analytical Chemistry in Health and Environmental Sciences Ⅰ		1	1・2
	* Analytical Chemistry in Health and		1	1・2

	Environmental Sciences II				
	健康薬科学課題研究 I	4			1 ~ 2
	健康薬科学特別実験	1 6			1 ~ 2
	* Exercise Biomedical Sciences	4			1 ~ 2
	* Experiment Biomedical Sciences	1 6			1 ~ 2
臨床薬学	臨床応用薬学特論 I			1	1・2
	臨床応用薬学特論 II			1	1・2
	臨床応用薬学特論 III			1	1・2
	臨床応用薬学特論 IV			1	1・2
	臨床薬学課題研究 I	4			1 ~ 2
	臨床薬学特別実験	1 6			1 ~ 2
	* Exercise Biomedical Sciences	4			1 ~ 2
	* Experiment Biomedical Sciences	1 6			1 ~ 2

備考 授業科目欄の*印は、特別コースの授業科目を示す。

2 1 生命薬科学専攻博士後期課程（特別コースを除く。）

科目区分	授業科目	単位数			標準履修年次
		必修	選択必	選択	

				修		
研究支援科目	課題研究	課題研究Ⅱ（生命薬科学）	2			1
	演習科目	細胞制御学演習			1	1・2
		創薬薬理学演習			1	1・2
		薬化学演習			1	1・2
		薬品製造化学演習			1	1・2
		医薬品合成化学演習			1	1・2
		ゲノム創薬学演習			1	1・2
		天然物化学演習			1	1・2
		薬用植物学演習			1	1・2
		薬品構造解析学演習			1	1・2
		機能性分子化学演習			1	1・2
		衛生化学演習			1	1・2
		薬品分析化学演習			1	1・2
	実習科目	特別実習Ⅰ（生命薬科学）	2			2
		特別実習Ⅱ（生命薬科学）			2	2・3
論文研究		論文研究Ⅰ（生命薬科学）	4			2
		論文研究Ⅱ（生命薬科学）			2	2・3

2 2 生命薬科学専攻博士後期課程（特別コース）

科目区分	授業科目	単位数			標準履修年次
		必修	選択	選択	

			必修		
コース科目	Bioorganic Chemistry for Environmental Science III			1	1・2・3
	Bioorganic Chemistry for Environmental Science IV			1	1・2・3
	Cell Biology for Health Science III			1	1・2・3
	Cell Biology for Health Science IV			1	1・2・3
	Pharmacology and Drug Discovery III			1	1・2・3
	Pharmacology and Drug Discovery IV			1	1・2・3
	Pharmaceutical Organic Chemistry for Infectious Diseases III			1	1・2・3
	Pharmaceutical Organic Chemistry for Infectious Diseases IV			1	1・2・3
	Synthesis of Drugs for Infectious Diseases III			1	1・2・3
	Synthesis of Drugs for Infectious Diseases IV			1	1・2・3
	Molecular Biology of Neurodegenerative Diseases III			1	1・2・3
	Molecular Biology of Neurodegenerative Diseases IV			1	1・2・3

Natural Product Chemistry for Infectious Diseases Ⅲ			1	1・ 2・3
Natural Product Chemistry for Infectious Diseases Ⅳ			1	1・ 2・3
Chemistry of Biofunctional Molecules for Infectious Diseases Ⅲ			1	1・ 2・3
Chemistry of Biofunctional Molecules for Infectious Diseases Ⅳ			1	1・ 2・3
Inorganic Chemistry in Health and Environmental Sciences Ⅲ			1	1・ 2・3
Inorganic Chemistry in Health and Environmental Sciences Ⅳ			1	1・ 2・3
Analytical Chemistry in Health and Environmental Sciences Ⅲ			1	1・ 2・3
Analytical Chemistry in Health and Environmental Sciences Ⅳ			1	1・ 2・3
Exercise Biomedical Sciences	6			1～ 3
Experiment Biomedical Sciences	4			1～ 3

別表第2

- 1 保健学専攻（遺伝看護・遺伝カウンセリングコース，がん看護専門看護師養成コース及び助産師養成コースを除く。）の最低修得単位数

科目区分	修得単位数
共通科目	10 単位以上

専門科目（備考１）	１４単位以上
その他（備考２）	６単位以上
合計	３０単位以上

備考

- 指導教員が指定する専門科目１４単位（特論２単位，セミナー２単位及び特別研究１０単位）以上を履修する。
- 共通科目及び専門科目のうち指導教員と相談の上，選択履修する。この場合において，他の分野が開設する授業科目２単位までをこれに代えることができる。
- 保健学専攻における遺伝看護・遺伝カウンセリングコースの最低修得単位数

科目区分		修得単位数
共通科目	保健医療社会学特論	２単位
	医療情報特論	２単位
	看護倫理	２単位
専門科目	リプロダクティブヘルス	リプロダクティブヘルス分野特別研究 １０単位
研究科が開設する遺伝看護関連科目	遺伝看護セミナー	２単位
	分子遺伝系	２単位
	基礎遺伝解析学演習	２単位
	遺伝医療学	２単位
	カウンセリング技法	１単位
	遺伝看護実習	１単位
	遺伝カウンセリング実習	６単位
合計		３２単位

備考 遺伝看護・遺伝カウンセリングコースの学生は，必修科目の他に保健学専攻の共通

科目及び専門科目（看護実践科学，公衆衛生学及びリプロダクティブヘルス）の授業科目を履修することができる。

3 保健学専攻におけるがん専門看護師養成コースの最低修得単位数

科目区分		修得単位数
共通科目	生体情報科学特論	2 単位
	研究方法特論	8 単位以上
	コンサルテーション特論	
	看護管理学特論	
	看護倫理	
	看護理論	
	看護教育論	
研究科が開設するがん看護 関連科目	フィジカルアセスメント特論	2 単位
	臨床薬理学	2 単位
	集学的がん治療学特論	2 単位
	がん看護特論	2 単位
	がん看護援助論	2 単位
	がん薬物療法看護Ⅰ	2 単位
	がん薬物療法看護Ⅱ	2 単位
	緩和ケアⅠ	2 単位
	緩和ケアⅡ	2 単位
	がん看護学実習Ⅰ	1 単位
	がん看護学実習Ⅱ	3 単位
	がん看護学実習Ⅲ	2 単位

	がん看護学実習Ⅳ	2 単位
	がん看護学実習Ⅴ	2 単位
	がん看護学課題研究	4 単位
合計		4 2 単位以上

備考 がん看護専門看護師養成コースの学生は、必修科目の他に保健学専攻の共通科目及び専門科目（看護実践科学、公衆衛生看護学及びリプロダクティブヘルス）の授業科目を履修することができる。

4 保健学専攻における助産師養成コースの最低修得単位数

科目区分			修得単位数
共通科目			1 0 単位以上
専門科目	リプロダクティブヘルス（備考1）	リプロダクティブヘルス特論	1 4 単位以上
		リプロダクティブヘルスセミナー	
		周産期救急ケア演習	
		地域・国際助産学	
		地域助産学演習	
		国際助産学演習	
		リプロダクティブヘルス分野特別研究	
その他（備考2）			6 単位以上
研究科が開設する助産師養成関連科目	助産業務管理学		1 単位
	助産業務管理学演習		2 単位
	ウィメンズヘルス特論		1 単位
	ウィメンズヘルス演習		1 単位
	妊婦助産診断・ケア学		2 単位

	産婦助産診断・ケア学	4 単位
	褥婦助産診断・ケア学	1 単位
	新生児助産診断・ケア学	1 単位
	周産期メンタルヘルス	1 単位
	高度助産技術実践論	2 単位
	助産学実習Ⅰ	2 単位
	助産学実習Ⅱ	8 単位
	助産学実習Ⅲ	2 単位
合計		5 8 単位以上

備考

- 1 助産師養成コースの学生は、指導教員が指定するリプロダクティブヘルスの専門科目 1 4 単位（特論 2 単位，セミナー 2 単位及び特別研究 1 0 単位）以上を履修する。
- 2 助産師養成コースの学生は、共通科目及び専門科目のうち指導教員と相談の上、選択履修する。この場合において、熱帯医学・グローバルヘルス研究科が開設する授業科目 2 単位までをこれに代えることができる。

別表第 3

災害・被ばく医療科学共同専攻の最低修得単位数

科目区分		修得単位数
基礎科目	必修科目	7 単位
	選択必修科目	7 単位以上
専門科目	必修科目	2 単位
	選択必修科目	4 単位以上
	選択科目	4 単位以上
専門実習	選択必修科目	4 単位以上

課題研究	必修科目	6 単位
合計		3 4 単位以上

備考

各科目区分から上記の単位を修得するとともに、それぞれの構成大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により 10 単位以上修得すること。

別表第 4

医療科学専攻，新興感染症病態制御学系専攻及び放射線医療科学専攻（各専攻の先導医療教育研究コース，がんゲノム医療専門医師・歯科医師養成コース，包括的がん専門医師・歯科医師養成コース，がんゲノム医療専門薬剤師養成コース，包括的がん専門薬剤師養成コース，専門薬剤師養成コース，コーディネーター養成コース，ハイブリッド医療人養成コース，地域包括ケア研究医養成コース及び熱帯病・新興感染症制御グローバルリーダー育成コースを除く。）の最低修得単位数

科目区分		修得単位数
共通科目	生命医療科学セミナー	2 単位
	生命医療科学概論	2 単位以上
	生命医療科学特論	4 単位以上
	生命医療科学実習	
研究支援科目	必修科目	8 単位
	選択科目（備考）	6 単位以上
論文研究		8 単位
合計		3 0 単位以上

備考 研究科が開設するすべての授業科目から、科目区分欄ごとの最低修得単位数を超えて修得した単位をもって充てることができる。

別表第 5

- 1 医療科学専攻，新興感染症病態制御学系専攻及び放射線医療科学専攻の先導医療教育研究コースの最低修得単位数

科目区分		修得単位数
共通科目	生命医療科学セミナー	2 単位
	生命医療科学概論	2 単位以上
	生命医療科学特論	6 単位以上
	生命医療科学実習	
コース科目		2 単位
研究支援科目	必修科目	8 単位
	選択科目（備考）	2 単位以上
論文研究		8 単位
合計		30 単位以上

備考 研究科が開設するすべての授業科目から、科目区分欄ごとの最低修得単位数を超えて修得した単位をもって充てることができる。

2 医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻及び放射線医療科学専攻のがんゲノム医療専門医師・歯科医師養成コースの最低修得単位数

科目区分		修得単位数
共通科目	生命医療科学セミナー	2 単位
	生命医療科学概論	1 単位以上
	生命医療科学特論	1 単位(備考1)
コース科目	集学的がん治療学特論Ⅰ（総論）	1 単位
	集学的がん治療学特論Ⅱ（がんゲノム医療）	1 単位
	集学的がん治療学特論Ⅲ（小児・AYA・希少がん）	1 単位
	集学的がん治療学特論Ⅳ（ライフステージに応じたがん医療）	1 単位

	集学的がん治療学実習	2 単位
研究支援科目	必修科目	8 単位
	選択科目（備考 2）	6 単位以上
論文研究		8 単位
合計		3 2 単位以上

備考

- 1 共通科目について，生命医療科学特論の「腫瘍学特論（基礎編）」を履修すること。
- 2 研究科が開設するすべての授業科目から，科目区分欄ごとの最低修得単位数を超えて修得した単位をもって充てることができる。
- 3 医療科学専攻，新興感染症病態制御学系専攻及び放射線医療科学専攻の包括的がん専門医師・歯科医師養成コースの最低修得単位数

科目区分		修得単位数
共通科目	生命医療科学セミナー	2 単位
	生命医療科学概論	1 単位以上
	生命医療科学特論	1 単位（備考 1）
コース科目	集学的がん治療学特論Ⅰ（総論）	3 単位以上
	集学的がん治療学特論Ⅱ（がんゲノム医療）	
	集学的がん治療学特論Ⅲ（小児・AYA・希少がん）	
	集学的がん治療学特論Ⅳ（ライフステージに応じたがん医療）	
	集学的がん治療学実習	2 単位
	在宅・地域医療実習	1 単位以上
	離島・僻地病院実習	
研究支援科目	必修科目	8 単位

援科目	選択科目（備考2）	6単位以上
論文研究		8単位
合計		32単位以上

備考

- 1 共通科目について、生命医療科学特論の「腫瘍学特論（臨床編）」を履修すること。
- 2 研究科が開設するすべての授業科目から、科目区分欄ごとの最低修得単位数を超えて修得した単位をもって充てることができる。

別表第6

- 1 医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻及び放射線医療科学専攻のがんゲノム医療専門薬剤師養成コース及び包括的がん専門薬剤師養成コースの最低修得単位数

科目区分		修得単位数
共通科目	生命医療科学セミナー	2単位
	生命医療科学概論	1単位以上
	生命医療科学特論	1単位（備考1）
	生命医療科学実習	
コース科目	集学的がん治療学特論Ⅰ（総論）	2単位以上
	集学的がん治療学特論Ⅱ（がんゲノム医療）	
	集学的がん治療学特論Ⅲ（小児・AYA・希少がん）	
	集学的がん治療学特論Ⅳ（ライフステージに応じたがん医療）	
	集学的がん治療学実習	2単位
	研究科が開設するがん拠点病院における実習（備考2）	8単位

研究支援科目	必修科目	8 単位
論文研究		8 単位
合計		3 2 単位以上

備考

- 1 共通科目について、がんゲノム医療専門薬剤師養成コースの学生は生命医療科学特論の「腫瘍学特論（基礎編）」，包括的がん専門薬剤師養成コースの学生は生命医療科学特論の「腫瘍学特論（臨床編）」を履修すること。
- 2 研究科が開設するがん拠点病院における実習について、がんゲノム医療専門医師・歯科医師養成コースの学生は「がん専門薬剤師養成実習A」，包括的がん専門薬剤師養成コースの学生は「がん専門薬剤師養成実習B」を履修すること。
- 2 医療科学専攻の専門薬剤師養成コース及びコーディネーター養成コースの最低修得単位数

科目区分		修得単位数
共通科目	生命医療科学セミナー	2 単位
	生命医療科学概論	2 単位以上
	生命医療科学特論	4 単位以上
	生命医療科学実習	
コース科目	研究科が開設する病院における実習（備考 1）	4 単位
研究支援科目	必修科目	8 単位
	選択科目（備考 2）	4 単位以上
論文研究		8 単位
合計		3 2 単位以上

備考

- 1 研究科が開設する病院における実習について，1 コースを選択すること。ただし，

2 コースまで選択することができる。

2 研究科が開設するすべての授業科目から,科目区分欄ごとの最低修得単位数を超えて修得した単位をもって充てることができる。

3 医療科学専攻のハイブリッド医療人養成コースの最低修得単位数

科目区分		修得単位数
共通科目	生命医療科学セミナー	2 単位
	生命医療科学概論	1 単位以上
	生命医療科学特論	
コース科目	臨床先端医療機器特論	3 単位
	臨床先端医療機器実習	2 単位
	ロボティクス特論	4 単位以上
	電気駆動システム設計特論	
	学外連携セミナー	
研究支援科目	必修科目	8 単位
	選択科目 (備考)	4 単位以上
論文研究		8 単位
合計		3 2 単位以上

備考 研究科が開設するすべての授業科目から,科目区分欄ごとの最低修得単位数を超えて修得した単位をもって充てることができる。

4 医療科学専攻の地域包括ケア研究医養成コースの最低修得単位数

科目区分		修得単位数
共通科目	生命医療科学セミナー	2 単位
	生命医療科学概論	1 単位以上
	生命医療科学特論	

コース科目	地域包括ケア特論	7 単位以上
	地域包括ケア演習	
	地域包括ケア実習	
	在宅・地域医療実習	
	離島・僻地病院実習	
研究支援科目	必修科目	8 単位
	選択科目（備考）	6 単位以上
論文研究		8 単位
合計		3 2 単位以上

備考 研究科が開設するすべての授業科目から,科目区分欄ごとの最低修得単位数を超えて修得した単位をもって充てることができる。

別表第 7

新興感染症病態制御学系専攻の熱帯病・新興感染症制御グローバルリーダー育成コースの最低修得単位数

科目区分		修得単位数
感染症課題解決型科目群	必修科目	6 単位
実習演習科目群	選択必修科目	1 2 単位以上
グローバルリーダー教養科目群		
グローバルリーダー演習科目群		
課題研究		4 単位
論文研究		8 単位
合計		3 0 単位以上

別表第 8

先進予防医学共同専攻の最低修得単位数

科目区分		修得単位数
予防医学基盤科目	必修科目	3 単位
先進予防医学に関する科目	必修科目	3 単位
	選択必修科目	3 単位以上
国内・海外フィールド実習に関する科目	選択必修科目	1 単位以上
研究支援科目	必修科目	9 単位
	選択必修科目	1 6 単位
合計		3 5 単位以上

備考

- 1 各科目区分から上記の単位を修得するとともに、それぞれの構成大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により 1 0 単位以上修得すること。
- 2 予防医学基盤科目は、原則として、研究科で修得すること。
- 3 先進予防医学に関する科目のうち、「選択必修科目」については、それぞれの構成大学院から 1 単位以上修得すること。
- 4 研究支援科目において、「課題研究」を履修した大学院以外の構成大学院が開設する「研究実践レポート」（各 1 単位）をそれぞれ修得すること。
- 5 研究支援科目において、「特別研究Ⅰ」を履修した大学院以外の構成大学院が開設する「研究デベロップメントⅠ」（各 2 単位）をそれぞれ修得すること。
- 6 研究支援科目において、「特別研究Ⅱ」を履修した大学院以外の構成大学院が開設する「研究デベロップメントⅡ」（各 5 単位）をそれぞれ修得すること。

別表第 9

1 生命薬科学専攻博士前期課程（特別コースを除く。）の最低修得単位数

科目区分	修得単位数
特論（特別薬科学演習及び生命薬科学トピックスを含む。）	1 0 単位以上

生命薬科学専攻博士前期課程が開設する課題研究	4 単位
生命薬科学専攻博士前期課程が開設する特別実験	1 6 単位
合計	3 0 単位以上

備考 指導教員が指定する授業科目から上記修得単位数を履修する。

2 生命薬科学専攻博士前期課程特別コースの最低修得単位数

コース	科目区分	修得単位数
特別コース	Exercise Biomedical Sciences	4 単位
	Experiment Biomedical Sciences	1 6 単位
	特別コースの授業科目（Exercise Biomedical Sciences及びExperiment Biomedical Sciencesを除く。）	1 4 単位以上
	合計	3 4 単位以上

別表第 1 0

1 生命薬科学専攻博士後期課程（特別コースを除く。）の最低修得単位数

科目区分		修得単位数
共通科目	生命医療科学セミナー	2 単位
	生命医療科学概論	1 単位以上
	生命医療科学特論	1 単位以上
	生命医療科学実習	
研究支援 科目	必修科目	4 単位
	選択科目（備考）	4 単位以上
論文研究		4 単位以上
合計		1 6 単位以上

備考 共通科目又は所属専攻（博士後期課程に限る。）が開設する授業科目から、科目区

分欄ごとの最低修得単位数を超えて修得した単位をもって充てることができる。

2 生命薬科学専攻博士後期課程特別コースの最低修得単位数

科目区分		修得単位数
コース科目	特別コースの授業科目（Exercise Biomedical Sciences及びExperiment Biomedical Sciencesを除く。）	6 単位以上
	Exercise Biomedical Sciences	6 単位
	Experiment Biomedical Sciences	4 単位
	合計	1 6 単位以上

長崎大学大学院医歯薬学総合研究科
学位審査規程

○長崎大学大学院医歯薬学総合研究科学位審査規程

平成16年4月1日

医歯薬学総合研究科規程第6号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎大学学位規則（平成16年規則第11号。以下「規則」という。）

第22条の規定に基づき、長崎大学大学院医歯薬学総合研究科（以下「研究科」という。）
における学位審査に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 博士課程修了認定に係る学位審査

(論文提出の資格)

第2条 規則第5条第1項の規定により博士課程修了認定のために学位論文（以下「論文」という。）の審査を受けようとする者（以下「博士課程修了予定者」という。）は、博士課程に3年以上在学し、長崎大学大学院医歯薬学総合研究科規程（平成16年医歯薬学総合研究科規程第1号。以下「規程」という。）第8条及び第8条の2に規定する単位を修得した者又は修得が確実に見込まれる者で、かつ、必要な研究指導を受けた者でなければならない。ただし、優れた研究業績を上げた者については、在学期間に関しては、2年以上あれば足りるものとする。

(論文提出の時期)

第3条 論文は、在学中に提出するものとし、提出の時期は、博士課程第4年次の9月以降とする。ただし、後期の始めに入学した者（以下「秋季入学者」という。）にあつては博士課程第4年次の3月以降とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条ただし書の規定により在学期間を短縮されることとなる者の論文提出の時期は、別に定める。

(論文提出の手続)

第4条 博士課程修了予定者は、次に掲げる書類を主任指導教員を経て、研究科長に提出するものとする。

- (1) 学位論文審査願（別記様式第1号） 2部
- (2) 論文 2部（他に審査用として必要部数を添付すること。）
- (3) 論文目録（別記様式第4号） 2部
- (4) 論文内容の要旨（2,000字以内） 3部（他に審査用として必要部数を添付すること。）

(5) 参考論文を添付する場合 3部

- 2 論文は、印刷公表されたもの又は印刷公表することが確約されたものでなければならない。

(受理審査)

第5条 研究科長は、前条の規定により論文の提出があったときは、教授会に論文の受理審査を付議した上、受理すべきか否かの決定を行うものとする。

- 2 教授会は、前項の受理審査を行う際は、単位の修得状況及び論文内容の要旨等について主任指導教員の説明を求めた上で、受理すべきか否かについて審議し、研究科長に報告する。

(学位審査委員)

第6条 教授会は、前条第1項の規定により受理すべきものと決定したときは、教授会構成員のうちから学位審査委員として主査1人及び副査2人以上を選出する。ただし、必要があると認められるときは、教授会構成員以外の教員等1人を副査に加えることができる。

- 2 前項に定めるもののほか、先進予防医学共同専攻においては、長崎大学大学院学則（平成16年学則第2号。以下「大学院学則」という。）第7条の4第2項に規定する構成大学院（以下「構成大学院」という。）のうち、他の大学院から研究指導教員の資格を有する者各1人を副査として審査委員に加えないといけない。

(論文の審査及び最終試験)

第7条 学位審査委員は、第5条の審査の日から6週間以内に論文の審査及び最終試験を行い、その結果を教授会に報告しなければならない。

- 2 前項の最終試験は、論文を中心として、これに関連のある科目について、口頭又は筆答により行う。
- 3 第1項の報告は、論文審査の結果の要旨（別記様式第5号）及び最終試験の結果の要旨（別記様式第6号）により行うものとする。

(課程修了の可否)

第8条 教授会は、前条第1項の報告に基づき、課程修了の可否を審議し、学長に意見を述べるものとする。

- 2 先進予防医学共同専攻において、前項の議決を行う場合は、規則第12条第3項に規定する協議の場（以下「構成大学院間の協議の場」という。）における審議を経ているなければならない。

(学位授与の期日)

第9条 論文の審査及び最終試験に合格し、課程修了の認定を受けた次の各号に掲げる者に対する学位授与の期日は、それぞれ当該各号に掲げる日とする。

- (1) 標準修業年限以内に合格した者 学期末
- (2) 標準修業年限を超えて在学した者 合格した日

2 前項第1号の規定にかかわらず、規程第24条第4項及び第5項のただし書の規定により在学期間を短縮されることとなる者のうち、3年を超えて在学する者に対する学位授与の期日は、合格した日とする。

第3章 修士課程及び博士前期課程の修了認定に係る学位審査

(論文提出の資格)

第10条 規則第4条の規定による課程修了の認定のために論文の審査を受けようとする者（以下「修士課程及び博士前期課程修了予定者」という。）は、修士課程又は博士前期課程に1年以上在学し、規程第7条、第7条の2及び第9条に規定する単位を修得した者又は修得が確実に見込まれる者で、かつ、必要な研究指導を受けた者でなければならない。

(論文提出の時期)

第11条 論文は、在学中に提出するものとし、その提出の時期は、修士課程及び博士前期課程は最終学年の2月以降とする。ただし、修士課程及び博士前期課程の秋季入学者にあつては最終学年の8月以降とする。

(論文提出の手続)

第12条 修士課程及び博士前期課程修了予定者は、次に掲げる書類を主任指導教員を経て、研究科長に提出するものとする。

- (1) 学位論文審査願（別記様式第2号） 2部
- (2) 論文 2部（他に審査用として必要部数を添付すること。）
- (3) 論文内容の要旨（2,000字以内） 2部（他に審査用として必要部数を添付すること。）

(学位審査委員)

第13条 研究科長は、前条の規定により論文の提出があつたときは、教授会に論文の審査を付議するものとし、教授会は、教授会構成員のうちから学位審査委員として主査1人及び副査2人以上を選出する。ただし、必要があると認められるときは、教授会構成員以外の教員等1人を副査に加えることができる。

2 前項の規定にかかわらず、保健学専攻及び災害・被ばく医療科学共同専攻の修士課程並びに生命薬科学専攻博士前期課程にあつては、教授会が必要であると認めるときは、2人

を限度として研究科の教育を担当する教員で教授会構成員以外の者（研究指導担当適格者に限る。）を前項本文の学位審査委員とすることができる。

- 3 前2項に定めるもののほか、災害・被ばく医療科学共同専攻においては、構成大学院のうち、他の大学院から研究指導教員の資格を有する者1人を副査として審査委員に加えなければならない。

（論文の審査及び最終試験）

第14条 学位審査委員は、所定の期日までに論文の審査及び最終試験を行い、その結果を教授会に報告しなければならない。

- 2 前項の最終試験は、論文を中心として、これに関連のある科目について、口頭又は筆答により行う。

- 3 第1項の報告は、論文審査の結果の要旨及び最終試験の結果報告（別記様式第7号）により行うものとする。

（課程修了の可否）

第15条 教授会は、前条第1項の報告に基づき、課程修了の可否を審議し、学長に意見を述べるものとする。

- 2 災害・被ばく医療科学共同専攻において、前項の議決を行う場合は、構成大学院間の協議の場における審議を経ていなければならない。

（学位授与の期日）

第16条 論文の審査及び最終試験に合格し、課程修了の認定を受けた者に対する学位授与の期日は、学期末とする。

第4章 博士後期課程修了認定に係る学位審査

（論文提出の資格）

第17条 規則第5条第1項の規定により博士後期課程修了認定のために論文の審査を受けようとする者（以下「博士後期課程修了予定者」という。）は、博士後期課程に2年以上在学し、規程第10条に規定する単位を修得した者又は修得が確実に見込まれる者で、かつ、必要な研究指導を受けた者でなければならない。ただし、優れた研究業績を上げた者については、在学期間に関しては、1年以上あれば足りるものとする。

（論文提出の時期）

第18条 論文は、在学中に提出するものとし、提出の時期は、博士後期課程第3年次の1月以降とする。ただし、秋季入学者にあつては博士後期課程第3年次の7月以降とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条ただし書の規定により在学期間を短縮されることとなる

者の論文提出の時期は、別に定める。

(論文提出の手続)

第19条 博士後期課程修了予定者は、次に掲げる書類を主任指導教員を経て、研究科長に提出するものとする。

- (1) 学位論文審査願（別記様式第3号） 2部
- (2) 論文 2部（他に審査用として必要部数を添付すること。）
- (3) 論文目録（別記様式第4号） 2部
- (4) 論文内容の要旨（2,000字以内） 3部（他に審査用として必要部数を添付すること。）
- (5) 論文の基礎となる学術論文 2部（他に審査用として必要部数を添付すること。）
- (6) 参考論文を添付する場合 3部

(受理審査)

第20条 研究科長は、前条の規定により論文の提出があったときは、教授会に論文の受理審査を付議した上、受理すべきか否かの決定を行うものとする。

2 教授会は、前項の受理審査を行う際は、単位の修得状況及び論文内容の要旨等について主任指導教員の説明を求めた上で、受理すべきか否かについて審議し、研究科長に報告する。

(学位審査委員)

第21条 教授会は、前条第1項の規定により受理すべきものと決定したときは、教授会構成員のうちから学位審査委員として主査1人及び副査2人以上を選出する。ただし、必要があると認められるときは、教授会構成員以外の教員等1人を副査に加えることができる。

(論文の審査及び最終試験)

第22条 学位審査委員は、第20条の審査の日から6週間以内に論文の審査及び最終試験を行い、その結果を教授会に報告しなければならない。

2 前項の最終試験は、論文を中心として、これに関連のある科目について、口頭又は筆答により行う。

3 第1項の報告は、論文審査の結果の要旨（別記様式第5号）及び最終試験の結果の要旨（別記様式第6号）により行うものとする。

(課程修了の可否)

第23条 教授会は、前条第1項の報告に基づき、課程修了の可否を審議し、学長に意見を述べるものとする。

(学位授与の期日)

第24条 論文の審査及び最終試験に合格し、課程修了の認定を受けた次の各号に掲げる者に対する学位授与の期日は、それぞれ当該各号に掲げる日とする。

- (1) 標準修業年限以内に合格した者 学期末
- (2) 標準修業年限を超えて在学した者 合格した日

2 前項第1号の規定にかかわらず、規程第24条第8項ただし書の規定により在学期間を短縮されることとなる者のうち、1年を超えて在学する者に対する学位授与の期日は、合格した日とする。

第5章 博士課程又は博士後期課程を経ない者に係る学位審査

(論文提出の資格)

第25条 規則第5条第2項の規定により論文を提出して学位を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 博士課程に4年以上又は博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得して退学した者
- (2) 大学(医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程に限る。)を卒業した後、5年以上の医学、歯学又は薬学に関する研究歴を有する者。ただし、医学に関する研究歴のうち臨床医学における研究歴は、医師免許取得後2年間の臨床研修後から起算するものとする。
- (3) 博士前期課程又は修士課程を修了した後、5年以上の医学、歯学又は薬学に関する研究歴を有する者
- (4) 大学(医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程を除く。)を卒業した後、7年以上の医学、歯学又は薬学に関する研究歴を有する者
- (5) その他教授会が前3号に掲げる者と同等以上と認めた者

2 前項第2号、第3号及び第4号に規定する医学、歯学又は薬学に関する研究歴とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 大学の専任教員として研究に従事した期間
- (2) 大学院の学生として研究科に在学した期間
- (3) 研究生として学部、研究科等に在学した期間
- (4) その他教授会において、前各号と同等以上と認めた期間

(論文提出の手続)

第26条 申請者が論文の審査を願い出る場合は、次に掲げる書類に所定の審査手数料を添

え、指導を受けた研究科の教授及び准教授（以下「指導教員」という。）又は論文の紹介をする教授（以下「紹介教授」という。）を経て、研究科長に提出するものとする。

- (1) 学位申請書（別記様式第 8 号） 2 部
- (2) 論文 2 部（他に審査用として必要部数を添付すること。）
- (3) 論文目録（別記様式第 4 号） 2 部
- (4) 論文内容の要旨（2, 0 0 0 字以内） 3 部（他に審査用として必要部数を添付すること。）
- (5) 参考論文を添付する場合 3 部
- (6) 履歴書（別記様式第 9 号） 3 部
- (7) 最終出身校の卒業証明書、修了証明書又は単位修得退学証明書等 1 部
- (8) 研究期間証明書（別記様式第 1 0 号。ただし、前条第 1 項第 1 号に定める者を除く。）
1 部

2 論文は、原則として、印刷公表したものでなければならない。

3 学位記に付記する専攻分野の名称を薬学又は薬科学とすることを希望する者は、第 1 項各号に定める書類のほか、論文の基礎となる学術論文 3 部（他に審査用として必要部数を添付すること。）を提出するものとする。

（学位申請者資格審査委員会）

第 2 7 条 申請者の論文提出の資格を審査するため、教授会に学位申請者資格審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）を置く。

2 資格審査委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（受理審査）

第 2 8 条 研究科長は、第 2 6 条第 1 項の規定により論文の提出があったときは、資格審査委員会の審査を経て、教授会に論文の受理審査を付議した上、受理すべきか否かの決定を行うものとする。

2 教授会は、前項の受理審査を行う際は、申請者の経歴及び論文内容の要旨等について指導教員又は紹介教授の説明を求めた上で、受理すべきか否かについて審議し、研究科長に報告する。

（学位審査委員）

第 2 9 条 教授会は、前条第 1 項の規定により受理すべきものと決定したときは、教授会構成員のうちから学位審査委員として主査 1 人及び副査 2 人以上を選出する。ただし、必要があると認められるときは、教授会構成員以外の教員等 1 人を副査に加えることができる。

(論文の審査, 試験及び試問)

第30条 学位審査委員は, 第28条の審査の日から6週間以内に論文の審査, 試験及び試問を行い, その結果を教授会に報告するものとする。

2 前項の試験は, 論文を中心とし, これに関連のある科目について, 口頭又は筆答により行う。

3 第1項の試問は, 口頭又は筆答により, 専攻する学術に関し, 博士課程又は博士後期課程を終えて学位を授与された者と同等以上の学識を有し, かつ, 研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力を有するか否かについて行う。この場合, 外国語については, 1種類を課す。

4 第25条第1項第1号に該当する者が退学後4年以内に論文を提出したときは, 前項の試問を免除することができる。

5 第1項の報告は, 論文審査の結果の要旨(別記様式第5号)及び試験及び試問の結果の要旨(別記様式第11号)により行うものとする。

(学位授与の可否)

第31条 教授会は, 前条第1項の報告に基づき, 学位授与の可否を審議し, 学長に意見を述べるものとする。

(学位授与の期日)

第32条 論文の審査並びに試験及び試問に合格した者に対する学位授与の期日は, 合格した日とする。

第6章 雑則

(補則)

第33条 この規程の実施に関して必要な事項は, 別に定める。

附 則

この規程は, 平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月22日医歯薬学総合研究科規程第2号)

この規程は, 平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月1日医歯薬学総合研究科規程第4号)

この規程は, 平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月19日医歯薬学総合研究科規程第4号)

この規程は, 平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月12日医歯薬学総合研究科規程第4号)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日現在本研究科に在学している者については、改正後の長崎大学大学院医歯薬学総合研究科学学位審査規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年8月6日医歯薬学総合研究科規程第6号）

この規程は、平成22年8月6日から施行する。

附 則（平成24年3月16日医歯薬学総合研究科規程第3号）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日現在研究科生命薬科学専攻修士課程に在学している者に係る学位審査委員については、改正後の第13条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年2月12日医歯薬学総合研究科規程第1号）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日の前日までに長崎大学病院において医員として勤務した期間については、改正後の長崎大学大学院医歯薬学総合研究科学学位審査規程第25条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月30日医歯薬学総合研究科規程第3号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月1日医歯薬学総合研究科規程第10号）

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日医歯薬学総合研究科規程第6号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第4条関係)

平成 年 月 日

長崎大学長 殿

平成 年 月 日入学

長崎大学大学院医歯薬学総合研究科

博士課程

専攻

氏名

㊞

学 位 論 文 審 査 願

私こと、長崎大学大学院医歯薬学総合研究科博士課程修了の認定をいただくため、長崎大学学位規則に基づき関係書類を添え、学位論文を提出しますので審査下さるようお願いいたします。

記

学 位 論 文	2部
論 文 目 録	2部
論文内容の要旨	3部
参考論文(添付する場合)	3部

別記様式第2号(第12条関係)

平成 年 月 日

長崎大学長 殿

平成 年 月 日入学

長崎大学大学院医歯薬学総合研究科

修士課程・博士前期課程

専攻

氏名

㊟

学 位 論 文 審 査 願

私こと、長崎大学大学院医歯薬学総合研究科修士課程・博士前期課程修了の認定をいただくため、長崎大学学位規則に基づき関係書類を添え、学位論文を提出しますので審査下さるようお願いします。

記

学 位 論 文 2部

論文内容の要旨 2部

別記様式第3号(第19条関係)

平成 年 月 日

長崎大学長 殿

平成 年 月 日入学

長崎大学大学院医歯薬学総合研究科

博士後期課程

専攻

氏名

㊦

学 位 論 文 審 査 願

私こと、長崎大学大学院医歯薬学総合研究科博士後期課程修了の認定をいただくため、
長崎大学学位規則に基づき関係書類を添え、学位論文を提出しますので審査下さるよう
お願いします。

記

学 位 論 文	2部
論 文 目 録	2部
論文内容の要旨	3部
学位論文の基礎となる学術論文	2部
参考論文(添付する場合)	3部

別記様式第4号(第4条, 第19条, 第26条関係)

論 文 目 録

報 告 番 号		氏 名	印
学位論文 題名 参考論文			

注 報告番号は, 記入しないこと。

別記様式第5号(第7条, 第22条, 第30条関係)

論文審査の結果の要旨

報告番号		氏名	
学位審査委員	主査		印
	副査		印
	副査		印
	副査		印
	副査		印
論文審査の結果の要旨			

別記様式第6号(第7条, 第22条関係)

最 終 試 験 の 結 果 の 要 旨

報 告 番 号		氏 名	
学 位 審 査 委 員	主査		印
	副査		印
	副査		印
	副査		印
	副査		印
最終試験の結果の要旨			

別記様式第7号(第14条関係)

論文審査の結果の要旨及び最終試験の結果報告

報 告 番 号		氏 名	
学 位 審 査 委 員	主査		㊟
	副査		㊟
	副査		㊟
	副査		㊟
論文審査の結果の要旨			
最終試験の結果			

別記様式第8号(第26条関係)

平成 年 月 日

長崎大学長 殿

住所

氏名



学 位 申 請 書

私こと、長崎大学学位規則に基づき博士()の学位を授与願いたく、次のとおり関係書類を添え申請いたしますので、審査下さるようお願いします。

記

学 位 論 文	2部
論 文 目 録	2部
論文内容の要旨	3部
参考論文(添付する場合)	3部
履 歴 書	3部
卒業証明書等	1部
研究期間証明書	1部

別記様式第9号(第26条関係)

履 歴 書

報 告 番 号			
ふ り が な 氏 名		性 別	男 ・ 女
生 年 月 日	年 月 日生		
本 籍 (国 籍)	都 ・ 道 ・ 府 ・ 県		
現 住 所			
学 歴(学部卒業以降) 年 月 日 年 月 日 研 究 歴 年 月 日 年 月 日 年 月 日 職 歴 年 月 日 年 月 日 年 月 日 資 格 年 月 日 年 月 日 上記のとおり相違ありません。 平成 年 月 日 氏名 			

研 究 期 間 証 明 書

本籍(国籍)

氏 名

年 月 日生

上記の者は、本機関において下記のとおり研究に従事したことを証明する。

平成 年 月 日

研究機関の長

職印

記

- 1 研究に従事した期間
- 2 研究に従事した期間の身分
- 3 研究指導者職氏名
- 4 主たる研究事項
- 5 主たる業績

別記様式第11号(第30条関係)

試験及び試問の結果の要旨

報 告 番 号		氏 名	
学 位 審 査 委 員	主査		⑩
	副査		⑩
	副査		⑩
試験及び試問の結果の要旨			

○長崎大学長期履修規程

○長崎大学大学院医歯薬学総合研究科における
長期履修に関する内規

○研究指導の委託に関する申し合わせ

○長崎大学大学院医歯薬学総合研究科に所属する
学生が海外渡航する際の申し合せ

○長崎大学大学院医歯薬学総合研究科放射線看護
専門看護師養成プログラム内規

○諸手続等一覧

○長崎大学長期履修規程

平成18年9月22日

規程第47号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎大学学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）第39条及び長崎大学大学院学則（平成16年学則第2号。以下「大学院学則」という。）第16条の規定に基づき、長崎大学における長期履修（学則第4条に規定する修業年限（以下「修業年限」という。）又は大学院学則第5条に規定する標準修業年限（以下「標準修業年限」という。）を超えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修することをいう。以下同じ。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 長期履修を申し出ることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で修業年限又は標準修業年限内での修学が困難な事情にあるものとする。ただし、原則として、在学期間を通算した年数が修業年限又は標準修業年限における最終年次となる者を除く。

- (1) 職業を有し、就業している者
- (2) 家事、育児、介護等に従事している者
- (3) 障害のある者
- (4) その他相当の事由があると認められる者

(長期履修の期間)

第3条 長期履修の期間は、修業年限又は標準修業年限の2倍を超えない範囲内において、学期を単位として認める。

(在学期間)

第4条 長期履修を認められた者の在学期間は、学則第6条又は大学院学則第6条の定めるところによる。

(休学期間)

第5条 長期履修を認められた者の休学期間は、学則第22条又は大学院学則第34条の定めるところによる。

(手続)

第6条 長期履修を希望する者は、各学部又は各研究科（以下「各学部等」という。）が定める期日までに、別紙申請書により各学部等の長に申し出るものとする。

- 2 各学部等の長は、前項の申出があったときは、教授会の議を経て、長期履修を認めるものとする。

(履修形態の変更)

第7条 前条の規定により長期履修を認められた者は、認められた長期履修の期間の変更を申し出ることができない。ただし、認められた長期履修の期間の短縮（長期履修の取りやめを含む。次項において同じ。）については、1度に限り申し出ることができる。

- 2 認められた長期履修の期間の短縮に係る手続については、前条の規定を準用する。

- 3 長期履修の取りやめを認められた者は、再度、長期履修の申出を行うことはできない。

(授業料)

第8条 長期履修を認められた者に係る授業料の取扱いについては、長崎大学授業料、入学料、検定料及び寄宿料徴収規程（平成16年規程第92号）の定めるところによる。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、各学部等において定める。

附 則

この規程は、平成18年9月22日から施行する。

附 則（平成29年2月7日規程第7号）

この規程は、平成29年2月7日から施行する。

(別紙)

長期履修(長期履修期間短縮)申請書

平成 年 月 日

学 部 長
研 究 科 長 殿

_____学部・研究科
_____学科・専攻
学生番号(受験番号)_____
ふりがな
氏 名_____

下記のとおり，長期履修(長期履修期間の短縮)を希望するので申請します。

記

入学年月	卒業・修了希望年月	履修期間
平成 年 月	平成 年 月	年 月
在学中の勤務先名 (職 種)	()	
在学中の勤務先所在地	〒 — TEL ()	
申請理由		
履修計画		
指導教員等の意見		
指導教員等氏名_____		

備考 長期履修期間の短縮を希望する場合は，当初の長期履修申請書の写しを添付すること。

長崎大学大学院医歯薬学総合研究科における長期履修に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、長崎大学長期履修規程（平成18年規程第47号。以下「規程」という。）第9条の規定に基づき、長崎大学大学院医歯薬学総合研究科における長期履修の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 長期履修を希望する者（以下「申請者」という。）は、規程に定める申請書に次の各号のいずれかの書類を添付し、研究科長に申請するものとする。

- (1) 規程第2条第1号該当者 在職を証明するもの
- (2) 規程第2条第2号から第4号までの一に該当する者 長期履修が必要であることを証明するもの

(申請期限)

第3条 前条の申請書の提出期限は、長期履修の開始を希望する学期に応じて、次の各号に掲げる期日とする。

- (1) 前期 2月末日
- (2) 後期 8月末日

(認定の通知)

第4条 長期履修の認定の可否については、長期履修の開始を希望する学期が始まる前までに決定し、文書により申請者に通知する。

(履修形態の変更)

第5条 認められた長期履修の期間の短縮（長期履修の取りやめを含む。）に係る手続については、第2条から前条までの規定を準用する。

(履修指導)

第6条 長期履修を認められた者に対する履修指導は、申請者及び指導教員等と相談のうえ、医歯薬学総合研究科学務委員会が行うものとする。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

研究指導の委託に関する申し合わせ

平成19年 8月 1日
医歯薬学総合研究科教授会
平成28年 4月 6日
医歯薬学総合研究科運営会議

(期間の限度)

第1 研究指導の委託（留学を含む。以下同じ。）期間は、在学期間の長短にかかわらず、医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻、放射線医療科学専攻及び先進予防医学共同専攻については2年以内とし、生命薬科学専攻（博士後期課程）については1年半以内とする。

(入学直後の委託)

第2 入学直後からの研究指導の委託を認めるものとする。

(委託の終了)

第3 研究指導の委託は、学位論文申請期間前までに終了しなければならない。

(申出)

第4 研究指導の委託を希望する場合は、委託先の大学院等と予め協議を行うので、委託開始の2ヶ月前までに申し出るものとする。

附 則

この申し合わせは、平成28年4月6日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

長崎大学大学院医歯薬学総合研究科に所属する学生が海外渡航する際の申し合せ

平成21年2月4日
医歯薬学総合研究科教授会

学生が海外渡航する際には、下記のいかなる事例においても、原則として渡航4週間前までに学務係に「海外渡航届」を提出し、帰国後は速やかに「帰国届」を提出することとする。

1. 2ヶ月未満の渡航は、上記「海外渡航届」、「帰国届」の提出で可とする。
ただし、「留学」に関しては、別途「申し合せ」で規定する。

2. 2ヶ月以上の私的な渡航は、その期間を「休学」とする。

3. 2ヶ月以上の渡航のうち、「休学」としないで許可する事例

(1) 留学（単位互換、研究指導の委託）

(2) 授業の一環（共同研究、学会出張、フィールド調査等）

①上記(1)、「留学」の条件は、別途「申し合わせ」で規定する。

②上記(2)に関しては、学生・指導教員から提出された関係資料をもとに、渡航の妥当性等に関して学務委員会で審議・決定した後、その結果を運営代表者会議に報告する。

4. その他

(1) 海外旅行傷害保険等への加入

(2) 危機管理対応マニュアルの配布

長崎大学大学院医歯薬学総合研究科放射線看護専門看護師養成プログラム内規

平成28年6月1日
医歯薬学総合研究科教授会決定

(目的)

第1条 この内規は、長崎大学大学院医歯薬学総合研究科規程（平成16年医歯薬学総合研究科規程第1号）第27条第3項の規定に基づき、長崎大学大学院医歯薬学総合研究科放射線看護専門看護師養成プログラム（以下「本プログラム」という。）の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 本プログラムは、次に掲げる者で本プログラムの履修を希望し研究科教授会において履修を認められたものを対象として開講する。

- (1) 災害・被ばく医療科学共同専攻の保健看護学コースの学生
- (2) 災害・被ばく医療科学共同専攻の保健看護学コース及び保健学専攻の放射線看護専門看護師養成コースの修了者

2 前項第1号の学生のうち本プログラムの履修を認められた者で課程修了後も引き続き履修を希望するもの及び前項第2号の修了者は、科目等履修生として履修するものとする。

(開設科目)

第3条 本プログラムにおける開設科目は、別表第1に掲げるとおりとする。

(最低修得単位数)

第4条 本プログラムの最低修得単位数は、別表第2に掲げるとおりとする。

(単位の認定)

第5条 本プログラムにおける単位の認定は、災害・被ばく医療科学共同専攻会議において行う。

(既修得単位等の認定)

第6条 他の専攻又は大学院において修得した単位で第3条の開設科目に相当する科目と認めるときは、第4条に規定する修得単位授業科目の単位として認定することができる。

(修了の認定)

第7条 本プログラムの修了認定は、災害・被ばく医療科学共同専攻会議の議を経て、教授会が行う。

(補則)

第8条 この内規に定めるもののほか、本プログラムの運用に関し必要な事項は、災害・被ばく医療科学共同専攻会議が別に定めることができる。

附 則

この内規は、平成28年6月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

別表第 1

開 設 科 目						
科目群	災害・被ばく医療科学専攻の開講科目	その他の開講科目	必修科目	必修選択科目	科目名	単位数
共通科目 A	○			○	看護管理学特論	2
	○			○	研究方法特論	2
	○			○	看護理論	2
	○			○	看護教育論	2
	○			○	コンサルテーション特論	2
共通科目 B		○	○		フィジカルアセスメント特論	2
		○	○		生体情報科学特論	2
		○	○		臨床薬理学	2
専攻分野共通科目	○		○		基礎放射線医科学	2
	○		○		被ばく影響学	2
		○	○		臨床放射線医学	2
	○		○		放射線看護学	2
		○	○		放射線看護学演習	2
	○		○		放射線ヘルスプロモーション看護学	2
専攻分野専門科目		○		○	地域放射線看護学特論	2
	○			○	臨床放射線看護学	2
実習科目	○		○		長崎大川内村実習	2
	○		○		長崎大原爆被爆者医療実習	2
	○		○		長崎大放射線看護学実習	2
		○		○	長崎大原爆被爆者医療実習Ⅱ	4
		○		○	長崎大放射線看護学実習Ⅱ	4

別表第 2

最低修得単位数

科目群	修得すべき単位数
共通科目 A	8 単位以上
共通科目 B	6 単位以上
専攻分野共通科目	1 2 単位
専攻分野専門科目	2 単位
実習科目	1 0 単位
合計	3 8 単位以上

諸 手 続 等 一 覧

事 項	申込・提出期限等
成績証明書 修了証明書 通学証明書 その他の証明書	証明書発行願により以下の期日までに申し込むこと。 (和文) 発行希望日の3日前まで (英文) 発行希望日の7日前まで ※通学証明書…路線バス等の公共交通機関の通学定期乗車券を購入する際に提出する必要があるもの。
在学証明書	証明書自動発行機により発行。
修了見込証明書	
学生旅客運賃割引証 (学割証)	
休学願	引き続き2ヶ月以上修学を中止しようとするときは、開始日の1ヶ月前までに手続きを行うこと。病気の場合は診断書を添付すること。主任指導教員 (指導教授) の承認を得ること。
復学願	休学期間満了又は休学期間中にその理由がなくなったときは、復学日の1ヶ月前までに手続きを行うこと。
退学願	退学日の1ヶ月前までに手続きを行うこと。主任指導教員 (指導教授) の承認を得ること。
留学願	開始日の2ヶ月前までに手続きを行うこと (協定校の場合)。
特別聴講学生	
特別研究学生	
履修計画変更届	理由が発生したとき。主任指導教員 (指導教授) の承認を得ること。
指導教員変更届	理由が発生したとき。
住所変更届	理由が発生したとき。
保証人変更届	理由が発生したとき。
改姓届	理由が発生したとき。
教育方法の特例による教育希望届	社会人入試により入学した有職学生が在学中に離職した場合において、教育方法の特例を適用しないことを希望するとき。 一般入試により入学した学生が在学中に就職等した場合において、教育方法の特例の適用を希望するとき。
海外渡航届・帰国届	海外渡航届 (一時帰国届) は、渡航日の1ヶ月前までに提出すること。帰国届 (再入国届) は、帰国後、速やかに提出すること。
一時帰国届・再入国届	
学生証再交付願	写真 (3×4 cm) を持参すること。※紛失の場合、有料。
授業料免除申請	学生支援部学生支援課 (経済支援) で受け付ける。
日本学生支援機構奨学金	
各種奨学金	掲示等により案内

< 各課程の窓口 >

博士課程・博士後期課程・修士課程 (災害・被ばく医療科学共同専攻) : 学務課 (大学院担当)
 修士課程 (保健学専攻) : 学務課 (保健学科事務室)
 博士前期課程 (生命薬科学専攻) : 薬学系事務室 (学務担当)

共同利用施設

- 医学部共同利用研究センター（生体高分子解析支援部門）
- 医学部共同利用研究センター（細胞機能解析支援部門）
- 医学部・生物災害防止共同実験施設
- 医学部・中央電子顕微鏡室
- 医学部・情報処理共同実験室
- I C T基盤センター・坂本地区端局
- 先導生命科学研究支援センター・アイソトープ実験施設
- 先導生命科学研究支援センター・動物実験施設
- 先導生命科学研究支援センター・遺伝子実験施設
- 研究開発推進機構・設備共同利用部門 薬学部本部
- 附属図書館医学分館

医学部共同利用研究センター（生体高分子解析支援部門）

1. 施設名称

医学部共同利用研究センター（生体高分子解析支援部門）

2. 管理責任者

永安 武（医学部長）

増本 博司（共同利用研究センター講師）

3. 研究対象

分析化学的手法を必要とするバイオメディカルリサーチ

4. 主な設備

◎分離用超遠心機

（ベックマン・コールター社 多機能超遠心機 Optima L-100XP）

（ベックマン・コールター社 卓上型超遠心機 Optima MAX E）

◎一酸化窒素微量測定システム

（エイコム 酸化窒素分析システム ENO-10）

（エイコム 微量生体試料分析システム）

◎Gene Amp® PCR System 9700

（ABI社 Gene Amp® PCR System 9700）

◎1 µl 分光光度計 NanoDorop

（エル・エム・エス社 ND-1000）

◎デュアルルミネッセンスリーダー

（アロカ社 AccuFLEX Lumi400）

◎吸光プレートリーダー

（TECAN 社<和光純薬工業> サンライズレインボー RC）

（Molecular devices 社<Exbio 社> Thermomax）

★リアルタイムPCR装置

（LightCycler® 480System II<ロシュ・ダイアグスティックス株式会社>）

◎蛍光イメージアナライザー

（GEヘルスケア・ジャパン株式会社 Typhoon FLA9000）

◎原子間力顕微鏡

（日立ハイテクサイエンス株式会社 SPI3800N/SPA400）

★＝基礎研究棟3階生理学第一教室

◎＝基礎研究棟4階組織化学実験室

申込受付担当者：山口 充代子〔内線：（病）7094〕

場所：医学部基礎研究棟4階人体組織室

5. 利用費用について

使用者は、年度毎に別表に示す使用機器登録料（機器ごとに 2,000 円）を講座経由（自己収入<交付金対象>または寄付金）で負担して下さい。

6. その他の注意事項

- 1) 主要機器の利用方法については、それぞれ「使用基準」が定められておりますので、それに従って使用して下さい。
- 2) 機器の使用に際しては、機器取扱責任者の指示に従って下さい。
特に、初めて使用される場合は前もって取扱責任者に相談して下さい。（各機器の取扱責任者は別表のとおりです。

機器取扱責任者（2019年4月1日現在）

使用機器名	取 扱 責 任 者	内線番号
分離用超遠心機	後藤信治（分子病態生化学研究分野）	（病）7099
Gene Amp® PCR System 9700	増本博司（共同利用研究センター）	（医）7089
1 µl 分光光度計 Nano Drop	増本博司（共同利用研究センター）	（医）7089
デュアルルミネッセンスリーダー	浦田芳重（分子病態生化学研究分野）	（病）7099
一酸化窒素微量測定システム	〃	〃
吸光プレートリーダー	増本博司（共同利用研究センター）	（医）7089
リアルタイムPCR装置	増本博司（共同利用研究センター）	（医）7089
蛍光イメージアナライザー	増本博司（共同利用研究センター）	（医）7089
原子間力顕微鏡	増本博司（共同利用研究センター）	（医）7089

医学部共同利用研究センター（細胞機能解析支援部門）

1. 施設名称

医学部共同利用研究センター（細胞機能解析支援部門）

2. 実験責任者

永安 武（医学部長）

山本 一男（共同利用研究センター 准教授）

3. 研究対象

細胞の機能や形態に関連する研究

4. 主な設備

人体組織標本作製室（医学部基礎研究棟 4 階）

クリオスタット，ロータリーマイクロトーム，パラフィン包埋ブロック作製装置

組織化学室（医学部基礎研究棟 4 階）

正立型ルーチン顕微鏡

画像解析室（医学部基礎研究棟 4 階）

共焦点レーザー顕微鏡，レーザーマイクロダイセクション装置

細胞解析室（医学部基礎研究棟 4 階）

細胞解析装置 (BD LSR Fortessa X-20, Sony EC800, FACS Canto II)，細胞観察装置 (IncuCyte ZOOM)，スタンダードマニュアル倒立顕微鏡，乾熱滅菌器，低温恒温器

センター共同実験室（医学部基礎研究棟 4 階）

画像解析装置，細胞外フラックスアナライザー，生体分子定量システム，多本架冷却遠心機，純水製造装置

5. 利用手続

原則として当センターホームページ（<http://www.med.nagasaki-u.ac.jp/brsc/index.html>）より所定の利用申込書をダウンロードし、必要事項を記入・提出して受付を終えてから利用可とする。一部の機器については Gmail アカウントを登録し、予約専用の Google カレンダー上で行うこととする。その他、細則についてはホームページに掲載の各機器類の利用規約に従う。

6. 利用時間

原則として平日午前 9 時より午後 4 時 30 分までとする。時間外の利用については各部屋・各機器類の利用規約に従うこととする。

7. 利用費用について

利用登録料、機器使用料、消耗品費等は利用規約に従い利用者が負担するものとする。

8. その他の注意事項

- a) 画像解析室の機器を使用する場合は当該機器の取扱講習を受け、かつ登録した者に限る。
- b) 各機器及び室内は使用前の状態に戻し、時間外に退室の際は必ず施錠する。
- c) 他の実験者に迷惑を及ぼさないように留意する。

医学部・生物災害防止共同実験施設

1. 施設名称

生物災害防止共同実験施設 (Bio-Safety Laboratory)

2. 管理責任者

西田 教行(感染分子教室 教授)

3. 研究対象

規則に定める病原体等又は、組換えDNAを用いる実験等で、原則として、P2及び、P3レベルの物理的封じ込めを必要とする実験を対象とする。

4. 主な設備

【37度恒温室 (バイオ)】 (P2 レベル)

ロータリーシェーカー・培養装置

【分子生物実験室 (バイオ)】 (P2 レベル)

安全キャビネット・微量高速冷却遠心機・超低温庫・電子天秤・超音波ホモジナイザー
微量高速遠心機・凍結乾燥機・真空ポンプ・遠心式濃縮機・ODメーター・顕微鏡
・冷蔵庫・電子レンジ・恒温装置

【組織培養室】 (P2 レベル)

冷蔵庫・顕微鏡・クライオスタッド

【組織標本室】 (P1 レベル)

ドラフトチャンバー

【P3 実験室 1】 (P3 レベル)

CO₂ インキュベーター・安全キャビネット・超遠心機・卓上遠心機・顕微鏡・オートクレーブ・
微量高速遠心機・恒温機・振盪機・恒温装置・攪拌機・冷蔵庫

【P3 実験室 2】 (P3 レベル)

安全キャビネット・卓上遠心機・CO₂ インキュベーター・倒立顕微鏡・オートクレーブ・
冷蔵庫・冷凍庫・速冷却遠心機

【培地室】 (P1 レベル)

クリーンベンチ・真空ポンプ

【洗浄室 (バイオ)】 (P2 レベル)

製氷機・オートクレーブ・乾熱滅菌機・定温乾燥機

【生物材料保存室 1 (バイオ)】 (P2 レベル)

超低温庫

【生物材料保存室 2 (バイオ)】 (P2 レベル)

超低温庫・液体窒素ボンベ・液体窒素容器

【病原微生物実験室 1 (バイオ)】 (P2 レベル)

冷却遠心機・安全キャビネット・倒立顕微鏡・CO₂ インキュベーター・真空ポンプ
冷蔵庫・冷凍庫・インセルアナライザー

【病原微生物実験室 2 (バイオ)】 (P2 レベル)

安全キャビネット・CO₂ インキュベーター・倒立顕微鏡・冷蔵庫・卓上小型遠心機

5. 申込手続

使用責任者及び実験者は、施設使用登録申請書（別紙様式1）を管理責任者に提出し、登録手続を行うこと。

更に、施設使用に際しては、使用責任者が、管理責任者に施設使用許可申請書（別紙様式2）を再度提出し、その許可を受けなければならない。

申込受付担当者：（内線 7085）松尾 敦子

位 置：医学部基礎棟 8 階 感染分子解析学教室受付内

6. 利用費用について

主に次に上げる 3 つがある。

- （1） 生物災害防止共同実験施設の運営協議会の加入教室（全使用教室は加入のこと）は、使用の有無にかかわらず、年間 3 万円の利用費用を拠出する。
- （2） 使用教室は、上記 3 万円に加えて、使用頻度によって、運営費を負担する。
- （3） 各教室は、使った消耗品及び、試薬等を実費負担する。

7. その他の注意事項

- （1） 生物災害防止共同実験施設の運営協議会メンバーに入会しなければ、使用を認められない。
- （2） 使用者は、使用内規・使用基準・協議会協議事項を遵守する。
- （3） 登録及び、使用許可の期間は、3 年とする。
- （4） 使用者は、消耗品の使用数を必ず、ノートに記入する。
- （5） 組換えDNAの実験の場合は、組換えDNA実験計画書を安全委員会に提出し、承認を得なければならない。

① 消耗品使用料（2019年3月現在）

消耗品名	単価（円）
マ ス ク	7,481
プラスチック手段	956
サンプリングチューブ	1,029
ブ ル ー チ ッ プ	2,352
イ エ ロ ー チ ッ プ	1,575
遠 心 管（50ml）	1,470
〃 （15ml）	1,176
スピ ッ ツ 管（10 ml）	1,337
鍵 カ ー ド	2,000

注）1年間を通して、各教室別に、一括請求を行う。

② 生物災害防止共同実験施設・室長（責任者）

実験室	部屋番号	所属	室長	内線番号
分子生物実験室（バイオ）	801	保健学科 基礎作業療法学	佐藤克也	7991
組織培養室	806	感染分子	中垣岳大	7059
P3 実験室（1）	816*1	感染分子	中垣岳大	7059
P3 実験室（2）	816*2	感染分子	中垣岳大	7059
生物材料保存室 1（バイオ）	823	感染分子	石橋大輔	7059
生物材料保存室 2（バイオ）	824	感染分子	石橋大輔	7059
病原微生物実験室 1（バイオ）	826	感染分子	石橋大輔	7059
病原微生物実験室 2（バイオ）	827	感染分子	石橋大輔	7059
組織標本室（元：器材室）	825	感染分子	中垣岳大	7059
倉庫（元：バルコニー）	853	感染分子	田口謙	7059

医学部・中央電子顕微鏡室

1. 施設名称

中央電子顕微鏡室

2. 管理責任者

弦本敏行（肉眼解剖学分野 教授）

3. 研究対象

医学生物学領域の電子顕微鏡による超微形態学的研究および微小領域の元素分析，ならびにトモグラフィシステムによる三次元構造解析および再構築的研究

4. 主な設備

実験室関係：電顕室，試料作製室，超ミクロトーム室，暗室，走査試料作製室

実験装置関係：分析透過電子顕微鏡，トモグラフィ透過電子顕微鏡，透過電子顕微鏡，分析走査電子顕微鏡，真空蒸着装置，凍結乾燥器，凍結試料切断装置，クライオウルトラミクロトーム，ウルトラミクロトーム，臨界点乾燥装置，イオンスパッター

5. 申込手続等

受付担当者：末松 貴史（内線 7087）

位 置：医学部基礎棟 4 階

6. 利用費用について

- 1) 教室分担金：利用講座（使用者）の電顕使用頻度に応じて，別表に示す年間分担金枠を定め，各講座で負担する。

表 1 使用教室内容及び分担金

使 用 教 室 内 容	分担金（年間）
a) 定期使用教室 年間使用日程により，定期的に使用する教室	¥ 150,000
b) 不定期使用教室 使用日程には組込まれず希望する時のみ使用する教室	¥ 100,000

- 2) フィルム代：使用枚数に応じて，各教室に半期（6ヵ月）毎に請求。

表2 2019年度使用予定教室（2019年4月1日～2020年3月31日）

	不定期使用教室
教室名	肉眼解剖学（旧解剖学第二） 組織発生解剖学（旧解剖学第三） 探索病理学（旧病理学第一） 感染分子解析学 腫瘍診断病理学（旧原研病理） 第一内科 第二内科 眼科 第二外科 形成外科 整形外科

※但し，2019年度定期使用教室の登録は無い

7. その他の注意事項

- 1) 本施設を利用するためには，所属する講座が使用登録をしていなければならない。
- 2) 中央電子顕微鏡室の設備や装置を使用する場合，医学部中央電子顕微鏡室運営委員会において定められた使用細則を守らなければならない。

医学部・情報処理共同実験室

1. 施設名称

情報処理共同実験室

位置：医学部基礎棟 4 階

2. 管理責任者

泉川 公一（臨床感染症学分野 教授）

補助管理者

小松 利光（共同利用研究センター 技術職員）

3. 利用内容

電子メール，文献・情報検索，プレゼンテーション作成，印刷出力

4. 主な設備

端末用パーソナルコンピュータ

製本機能付きモノクロプリンタ

カラープリンタ

ポスター印刷大判プリンタ

5. 申込手続

受付担当者：医歯薬・総務課総務係（内線：坂本 7004）E-mail: syo_med@nagasaki-u.ac.jp

小松 利光（内線 7050）E-mail: komatsut@nagasaki-u.ac.jp

詳細は下記ホームページ（学内専用）参照

<http://www.med.nagasaki-u.ac.jp/med/forstaff/info/annai.html>

6. 利用費用について

無料，ただし，別途定める有料の印刷用紙等を使用した場合は，料金を講座経由（運営費交付金または寄附金）で負担する必要がある。

7. その他の注意事項

1) 情報処理室を利用するには登録手続（別紙申請書）が必要である。

2) その他詳細は，情報処理室利用規定に従う。

I C T 基盤センター・坂本地区端局

1. 施設名称

長崎大学 I C T 基盤センター坂本地区端局

位置：医学部基礎棟 4 階（情報処理室内）

2. 管理責任者

医学部長

3. 研究対象

学術情報検索，学会用ポスター印刷，教室講義配付資料印刷

4. 主な設備

ネットワーク交換機器

端末用パーソナルコンピュータ

各種印刷装置

5. 申込手続

医学部情報処理室利用登録申請：医歯薬・総務課企画担当（内線：坂本 2051）

6. 利用費用について

無料。

ただし，別途定める有料の印刷用紙等を使用した場合は，料金を分野経由（運営費交付金または寄附金）で負担する必要がある。

7. その他の注意事項

利用しようとする者は，あらかじめ登録手続が必要である。

先導生命科学研究支援センター・アイソトープ実験施設

1. 施設名称

先導生命科学研究支援センター・アイソトープ実験施設

2. 研究対象

放射性同位元素および放射線照射装置の使用を伴う研究，放射線生物・防護に関する研究

3. 主な設備

使用承認放射性同位元素

非密封 H-3, C-14, F-18, Na-22, P-32, P-33, S-35, Cr-51, Ca-45, Co-57, Co-60, Cu-64, Ga-67, Ga-68, Ge-68, Se-75, Sr-85, Y-88, Mo-99/Tc-99m, Tc-99m, Cd-109, In-111, Sn-113, I-123, I-125, I-131, Cs-137, Ce-139, Eu-152, Tl-201, Hg-203

密封 Ge-68, Cs-137

放射線照射装置

γ線 (Cs-137) 照射装置, 軟X線照射装置

放射線測定装置

HPGe 半導体検出器, 光子スペクトロメータ (NaI 検出器, CeBr₃ 検出器), X線スペクトロメータ (CdTe 検出器), 液体シンチレーションカウンタ, オートウエル γ カウンタ, マイクロプレート β カウンタ, キュリーメータ, ガラス線量計リーダ, 電離箱式サーベイメータ, GM サーベイメータ, ラギットシンチレーションサーベイメータ, NaI シンチレーションサーベイメータ, 比例計数管式汚染モニタ, トリチウムサーベイメータ, ホールボディカウンタ (NaI 検出器, Ge 検出器), その他各種携帯型放射線測定器

分子イメージング

小動物用 PET/SPECT/CT, ラジオルミノグラフィ

実験室

測定室, 分子生物実験室, 生化学実験室, 高レベル実験室, 培養室, 暗室, 動物実験室, 動物飼育室, P 2 実験室, P 3 実験室, 感染症分子イメージングセンター (P 3 飼育室, 撮像室), 学生実習室, 遠心機室

放射線防護・安全管理

放射線モニタリングシステム, 入退室管理システム, 放射性有機廃液焼却装置, 放射性動物乾燥装置

4. 申込手続

「長崎大学先導生命科学研究支援センター放射線障害予防規程」に定められた所定の教育訓練を受講し, 健康診断を受診した後に, 長崎大学放射線業務従事者として登録し, 利用者申請書および研究課題届をアイソトープ実験施設に提出する。(連絡先: 内線 7150)

先導生命科学研究支援センター・動物実験施設

1. 施設名称

長崎大学先導生命科学研究支援センター・比較動物医学分野
(共同利用施設：動物実験施設) (4階建, 6,812m²),
Division of Comparative Medicine, Biomedical Research Center

2. 研究対象

動物実験を伴う生命科学及び医科学研究 (バイオメディカル・リサーチ), 比較動物医学

3. 主な設備

動物飼育室関係：S P F 動物用, 感染動物用 (以上, 遺伝子組換え動物の飼養可),
ブタ・ウサギ等の動物用の各飼育室及び各飼育装置

動物実験室関係：手術室, 培養実験室, 生殖工学実験室, 感染実験区域 (ABSL3, ABSL2), エックス線撮影室等

実験装置関係：安全キャビネット, 実験動物用マイクロ CT, エックス線透視装置, 多光子顕微鏡, IVIS イメージング装置等

動物検疫関係：検疫用動物隔離飼育室及び飼育装置

4. 申込手続

受付担当者：江口 聖子 (内線 7 1 3 4)

施設の位置：医学部グラウンド南隣接, アイソトープ実験施設北側

5. 利用費用について

施設利用者は, 実験動物を施設内で飼育し実験を行った場合は, 別表に示す 1 日 1 匹当たりの飼育経費 (先導生命科学研究支援センター利用規程に関する内規より) 及びその他の利用経費 (部局負担経費相当分を含む) を講座経由 (運営交付金または外部資金等) で負担する必要がある。

6. その他の注意事項

- 1) 施設を利用するには, 講習申込みを行ったうえ, 年に数回開催される施設利用講習会を受講して入退館用 IC カードを登録する必要がある。
- 2) 動物実験を行う場合は, 全学規程の「長崎大学動物実験規則」に則り「動物実験計画書」を医歯薬学総合研究科事務部学術協力課学事係に提出し (電子申請), 全学の動物実験委員会による審査 (電子申請) を経て学長の承認を受ける必要がある。遺伝子組換え動物を用いる動物実験の場合, 全学規程の「長崎大学組換え DNA 実験安全管理規則」に則し「組換え DNA 実験承認申請書」を学事係に提出し (電子申請), 全学の組換え DNA 実験安全委員会による審査 (電子申請), 学長の承認を併せて受けなければならない。
- 3) 施設内で研究用エックス線撮影装置を使用する際は, アイソトープ実験施設が開催する講習会に出席し, 登録番号を得ておかなければならない。

動物実験施設利用経費

2019年4月

	動物種等	単価（円）（匹／日）
飼育経費	マウス	4.7 ^{*1}
	免疫不全マウス	6.9
	スナネズミ	9.7
	ハムスター	9.7
	ラット	14.5
	免疫不全ラット	20.0
	モルモット	25.5
	ウサギ	108
	サル	206
	イヌ	373
	ブタ	560
	遺伝子実験施設内飼育利用料	20
検疫経費	イヌ	実費（予防接種・鑑札代）
	遺伝子改変マウス等 A	10,000/10 匹/系統
	遺伝子改変マウス B	20,000/系統
	腫瘍細胞等	10,000/検体
生殖工学経費 ^{*2}	マウス胚凍結	40,000/系統 ^{*3}
	マウス凍結胚保管	500/系統/月 ^{*4}
	マウス精子凍結	20,000/系統 ^{*3}
	マウス凍結精子保管	500/系統/月 ^{*4}
	マウス個体復元	50,000/系統 ^{*5}
	マウス凍結胚卵割確認	10,000/系統
実験室専有経費		10,000/m ² /年 ^{*6}
大型実験機器 使用料	マイクロ X 線 CT	300/時間
	発光・蛍光 IVIS	300/時間
	多光子顕微鏡	600/時間
施設入館経費	入館カード	3,000/枚
	登録手続	500/人/回
液体窒素経費	液体窒素購入料	200/L
	登録手続	500/人/回

- *1 高度 SPF 区域のマウスについては、免疫不全マウスと同額とする。
- *2 生殖工学経費には、利用者が準備すべきマウス及び飼育経費を含まない。
- *3 精子凍結はストロー10本の金額（超過分 5,000 円/10 本，最大 40 本）。
胚凍結の本数は、最大 10 本までとする。
- *4 胚及び生死の保管費用は月単位で算出し、日割り計算をしない。
胚保管 10 本/系統，精子保管 20 本/系統を保管上限とする。
- *5 移植する仮親の匹数は最大 3 匹までとする。
- *6 1 m²あたり年間 1 万円を前・後期 2 回で分割払い。
- ◎増築棟（B 棟）高度 SPF 区域のマウスは、免疫不全マウスと同額
- ◎部局負担経費を納めていない部局等に所属する利用者は、単価が異なるので、
「先端生命科学研究支援センター利用経費に関する内規」を確認下さい。

先導生命科学研究支援センター・遺伝子実験施設

1. 施設名称

先導生命科学研究支援センター・遺伝子実験施設

2. 研究対象

初期胚，神経幹細胞・神経細胞におけるエピジェネティクスとゲノムインプリンティング解析

3. 主な設備

48 本キャピラリー型 DNA シークエンサー (ABI 3730), 16 本キャピラリー型 DNA シークエンサー (ABI 3130), 4 本キャピラリー型 DNA シークエンサー (ABI 3130x1), リアルタイム DNA 増幅装置 (ABI 7900HT-2, ライトサイクラー480II), DNA 自動抽出器 (kurabo PI-80X), 共焦点レーザー顕微鏡 (LSM510META), 蛍光実体顕微鏡 (Leica MZ16F), 生物化学発光測定装置 (IS-8800-5TT, オールインワン顕微鏡), 自動細胞分離装置 (FACSCalibur HG 4 カラー, FACS verse), 自動細胞解析分離分取装置 (セルソーター:BD FACS AriaII), 蛍光・化学発光プレートリーダー (BMG・FLUOstar), 生体分子間相互作用定量装置 (AFFINIXQ), 凍結マイクロトーム (ライカ・CM1900), 遺伝子導入装置 (GenePulserXcell, NucleofectorDrive, invivo & invitro 遺伝子導入装置) マイクロインジェクションシステム (Nikon 蛍光顕微鏡, Eppendorf マイクロマニピュレータ), 分光光度計 (Nanodrop), 一次元電気泳動装置 (GE IPGphor3) 二次元電気泳動装置 (GEDALTsix), 蛍光イメージスキャナー (GE Typhoon 9410), 自動ゲル切り出し装置 (GE Ettan Spot Picker System) 追加機器, 次世代シークエンサー (MiSeq), 質量分析器 (Bruker ultraflex III, トリプル 4 重極型 LC/MS/MSTSG), デジタル PCR (バイオラッド QX200), バイオアナライザー, 次世代シークエンサー (MiSeq) インセルアナライザー2000, ビアコア T200, 液体クロマトグラフィシステム (AKTA Pure150), 高分解能 X 線 CT スキャン (SkyScan1272), レーザーマイクロダ イセクション顕微鏡 (LMD7)

4. 申込手続

受付担当者

木住野達也 (ゲノム機能解析分野准教授), 下崎康治 (同助教), 斉藤亜佑美 (同研究支援推進員), 平野しおり (技能補佐員), 三岳麻衣子 (技能補佐員)

- 本施設の利用に係る責任者は，利用登録申請書を施設長に提出し，その承認を受けなければならない。
- 本施設を利用するには，年度始めに登録手続を行い，入退館磁気カードを取得する必要がある。
- 組換え DNA 実験を行う場合は，予め「長崎大学組換え DNA 実験安全委員会」による審査および許可を受ける必要がある。
- 本施設の設備及び機器の利用に係る経費は，別に定めるところにより利用者の負担とする。

研究開発推進機構・設備共同利用部門 薬学部本部

1. 施設名称

研究開発推進機構設備共同利用部門薬学部本部

2. 管理責任者

真木 俊英

3. 研究対象

無機，有機及び生物化学の自然科学全般，さらに生命科学の基礎科学から応用科学まで。

4. 主な設備

- 1) 二重収束型質量分析装置：JEOEL JMS-700N
- 2) 核磁気共鳴装置：Varian NMR System 500PS, Gemini 300, JEOL AL400
- 3) 有機微量元素分析装置：パーキンエルマー2400 II
- 4) 生体高分子X線回析装置：MicroMax007HFMY&R-AXISIV++
- 5) 分光分析装置：Shimadzu UV-3100PC
- 6) 全自動アミノ酸分析装置：JEOEL JLC-500/V2
- 7) TLC-DART-MS 質量分析装置：JMS-T100TD
- 8) 安定同位体比質量分析装置：ThermoScientific DELTA V + FLASH 2000 + TC/EA

5. 設備共同利用部門の設置機器利用法

以下の二通りの方法がある。

- 1) 設備共同利用部門の職員に測定を依頼する方法
 - a) 二重収束型質量分析装置（津田信明技術職員）
 - b) 核磁気共鳴装置：Varian NMR System 500PS （地福寿史技術職員）
 - c) 有機微量元素分析装置（岩田光技術職員）
 - d) 全自動アミノ酸分析装置（岩田光技術職員、地福寿史技術職員）
 - e) 安定同位体比質量分析装置（岩田光技術職員、地福寿史技術職員）
- 2) 研究者自身が測定する方法
 - a) 核磁気共鳴装置：Varian NMR System 500PS, Varian Gemini 300, JEOL AL400
 - b) 生体高分子X線回析装置：MicroMax007HFMY&R-AXISIV++
 - c) TLC-DART-MS 質量分析装置：JMS-T100TD
 - d) 全自動アミノ酸分析装置
 - e) 安定同位体比質量分析装置

上記五機種の機器の使用は職員等が行う講習会を受講し，機器使用許可の取得が必要。

 - f) 分光分析装置：Shimadzu UV-3100PC

6. 利用費用について

使用者は大学連携研究設備ネットワークの予約システムを利用して、機器を予約して利用する。そして、その学内料金規定に基づき、講座経由（運営費，科研費，共同研究費，受託研究費または委任経理金等）で負担する。

7. 注意事項

機器の使用に際しては、機器取り扱い責任者の指示に従ってください。機器を使用した場合、必ず使用名簿に氏名、使用年月日、それに時間を記入して下さい。測定溶媒等は測定者自身で用意して下さい。装置の不具合が発生した場合は、必ず職員へ連絡してください。

8. 測定料金

大学連携研究設備ネットワークに明示している利用料金をそれぞれ適用する。

<http://chem-eqnet.ims.ac.jp/>

9. 機器取扱責任者

- 1) 二重収束型質量分析装置 (薬) : JEOLJMS-700N
津田信明 (内線 2466)
- 2) 核磁気共鳴装置 (薬) :
Varian NMR System 500PS, Gemini 300, JEOL AL400
地福寿史 (内線 2467)
- 3) 有機微量元素分析装置 (薬) : パーキンエルマー2400 II
岩田光 (内線 2468)
- 4) 生体高分子X線回析装置 : MicroMax007HFMY&R-AXISIV++
岩田光 (内線 2468)、地福寿史 (内線 2467)
- 5) 分光分析装置 (薬) : JASCOIR-810 および Shimadzu UV-3100PC
指導教員 : 真木俊英 (内線 2465)
- 6) 全自動アミノ酸分析装置 : JEOL JLC-500/V2
岩田光 (内線 2468)、地福寿史 (内線 2467)
- 7) TLC-DART-MS 質量分析装置 : JMS-T100TD
岩田光 (内線 2468)、地福寿史 (内線 2467)
- 8) 安定同位体比質量分析装置 : Thermo Scientific DELTA V + FLASH 2000 + TC/EA
岩田光 (内線 2468)、地福寿史 (内線 2467)

附属図書館医学分館

附属図書館ホームページ <http://www.lb.nagasaki-u.ac.jp/>

1 はじめに

附属図書館医学分館は坂本キャンパスの医学部基礎研究棟の前にあります。坂本キャンパスすべての学生、研究者、職員

のための図書館です。医学・歯学・保健学等、生命科学とその関連分野の図書や雑誌を中心に所蔵しています。1階には話しながら学習できるラーニングコモンズやグループ学習室、パソコン室、コピー機などがあり、気軽に相談ができるスタッフがいます。2階には図書と、静かに学習するための閲覧席、貴重資料展示室があります。

附属図書館ホームページから利用できるデータベースや電子資料とあわせて活用してください。

附属図書館ホームページ <http://www.lb.nagasaki-u.ac.jp/>

2 開館時間と休館日

開館時間：4月～2月 8：30～22：00（土・日・祝日 10：00～20：00※）

※試験期間中の土・日・祝日は延長する日があります。

3月 8：30～19：00（土・日・祝日 10：00～17：00）

休館日：夏季一斉休業、年末年始。そのほか、停電等で臨時に休館することがあります。

開館時間と休館日の詳細は附属図書館ホームページ内の開館カレンダーで確認できます。

3 入館

正面玄関から入り、学生証を入口のゲート（左側通行）にタッチして入館してください。学生証を忘れたときは、カウンタースタッフに申し出てください。

4 貸出

貸出冊数：1人10冊以内、貸出期間：2週間以内

学生証が必要です。カウンター、またはセルフ式の自動貸出機で借りることができます。

貸出期間内で、他の人の予約が入っていなければ貸出期限の延長が1回可能です。WebサービスのMy Libraryからも延長手続きができます。期日までに返却していない図書が1冊でもあれば新たに借りたり、延長したりする事はできません。

返却するときは、図書をカウンターへお持ちください。閉館時は玄関入口に設置してある返却ポストへ入れてください。返却が遅れると、遅れた日数分だけ図書が借りられなくなります。

5 中央図書館・経済学部分館の図書の利用

中央図書館（文教地区）、経済学部分館（片淵地区）の図書館も自由に利用することができます。

また、中央図書館、経済学部分館の図書を、医学分館まで取り寄せることができます。医学分館の図書とは別に、それぞれの図書館の貸出ルールで借りることができます。返却するときは、どこの館に返却してもかまいません。

6 視聴覚資料

医学・歯学関係のDVDなどを約700本所蔵しています。館内のパソコン等での視聴および館外への貸出（著作権者許諾済DVDのみ）が可能です。

7 学生希望図書リクエスト

自分が利用したい図書が図書館に無いときは、購入をリクエストすることができます。毎年度5冊までリクエストできますので、積極的に利用してください。

[図書館ホームページ](#)→[図書館を使う](#)→[学生用図書リクエスト制度について](#)→[リクエストフォーム](#)

8 レファレンス・サービス(参考調査業務)

研究・調査等に必要な文献や情報を検索するとき、困ったことやわからないことがあれば、図書館のスタッフにお気軽にご相談ください。カウンターのほか、メールや電話でもお問い合わせを受け付けます。個人やグループで、図書館の利用や文献検索についての個別ガイダンスを申し込むこともできます。

9 情報検索・オンラインデータベース

レポートや論文を書く際の資料収集には、蔵書検索（OPAC）のほか、各種のデータベースを利用します。文献情報データベースと電子ジャーナルは連動していて、文献検索から論文本文の閲覧までスムーズに行うことができます。利用方法がわからないときは、お気軽にスタッフにお問い合わせください。

データベース利用講習会も開催しますので、ホームページのお知らせなどをチェックしてください。

蔵書検索（OPAC） <http://opac.lib.nagasaki-u.ac.jp/opc/>

図書館ホームページ→(黄色枠内) OPACのみ検索

長崎大学に所蔵している図書や雑誌の検索ができます。検索結果から、貸出中の図書の予約や、他キャンパスの図書の取り寄せ依頼ができます。

オンラインデータベース

図書館ホームページ→データベース

長崎大学が契約する各種のデータベースや特典付きのデータベースが利用できます。データベースで文献情報を検索すると、契約している電子ジャーナルの本文に直接アクセスすることができ、たいへん便利です。

長崎大学で利用できる医学系オンラインデータベース（一部）

PubMed	医学・生命科学系で世界最大の文献情報データベース（英語）。長大専用URLからの利用が便利
医中誌Web	国内の医学、歯学、薬学及び関連領域の文献情報データベース
Cochrane Library ★	Evidence-Based Medicine実践のためのデータベース
メディカルオンライン★	国内の医歯薬学関連の電子ジャーナルおよび医療機器・くすりのデータベース。ダウンロード数に制限あり
今日の診療WEB版 ★	『今日の治療指針』『今日の診断指針』など医学書院のレファレンスツール13タイトルを利用できる
SCOPUS ★	全分野の文献情報データベース。論文ごとの被引用数を調べることができる
JCR: Journal Citation Reports ★	雑誌別の論文被引用件数検索データベース。ジャーナルのImpact Factorを調査可能
Visible Body ★	人体解剖学習のためのアプリ。3Dモデル、横断面、MRIスキャン、人体解剖画像、筋肉および骨の3D動作モデル、生理学のアニメーションなどが含まれる

★はリモートアクセス可

10 電子ジャーナル

多くの電子ジャーナル（学術雑誌のWeb版）が利用できます。データベースの検索結果から本文リンクをたどって利用するほか、電子ジャーナルリンク集（学内限定）からも利用できます。

電子ジャーナルの利用にあたっては各出版社等の利用条件や著作権法を遵守してください。データの再配布や大量ダウンロードは固く禁止します。

電子ジャーナルリンク集 ※学内限定

図書館ホームページ→電子ジャーナルリンク集 雑誌のタイトルやDOI・PMIDで検索可能

リモートアクセス（学外からの利用）

電子ジャーナルや契約データベースは基本的に学内でのみ利用できますが、契約により、学外から利用できる電子ジャーナルやデータベースもあります。

電子ジャーナルリンク集のリモートアクセスのページからご利用ください。

[図書館ホームページ](#)→[電子ジャーナルリンク集](#)→[Remote Access](#)

11 電子ブック

[図書館ホームページ](#)→[資料を探す](#)→[電子ブック](#)

学習や研究に役立つ和洋の電子書籍が多数、Webで利用できます。モバイル端末にダウンロードして、オフラインで利用できるものも多くあります。リモートアクセスでも利用できます。

12 Webサービス (My Library)

[図書館ホームページ](#)→[Webサービス](#)→(統合認証)→[各種サービス](#)

学内ネットワーク（長大Wi-Fi）に接続して利用します。

今借りている本、予約中の図書が確認でき、貸出期限の延長もできます。

そのほか、自分の連絡先の登録・変更、お知らせのチェック、文献複写の申し込み、グループ学習室の予約など、いろいろな機能があります。

学外から利用する場合はAnyConnect VPN接続サービスを利用してください。VPNの利用方法については、学内からICT基盤センターのWebページで確認してください。

13 学生用パソコン・長大Wi-Fi

学内ネットワークが使用できる学生用パソコンを設置しています。（パソコン室-17台、ラーニングコモンズ-2台）

館内では長大Wi-Fiも使用できますので、自分のノートパソコンやスマートフォンから学内のネットワークを使用することができます。

学生用パソコンや自分のノートパソコンから館内設置の有料プリンターで印刷することもできます。

14 ICTサポートカウンター

ICTサポートカウンターでは、パソコンやパソコン周辺機器等に関する質問や相談をすることができます。受付時間 平日 9：00～17：00（時期により時間の変動あり）

15 他大学図書館の利用（ILLサービス）

他大学の図書館から、文献のコピーや図書を取り寄せることができます（実費負担）。Webサービスからの利用には登録が必要です。はじめてのときは医学分館カウンターでおたずねください。

直接訪問して利用する場合で、紹介状が必要な場合はカウンターで申し込んでください。九州地区の他大学図書館は、学生証を提示すると利用できますが、利用したい資料によっては事前の確認が必要な場合があります。詳しくはカウンターで相談してください。

16 館内マップ

「医学分館利用案内」（三つ折り）をご利用ください。

17 連絡先等（医学分館カウンター）

TEL：095-819-7014 FAX：095-819-7016 E-mail：medlib@ml.nagasaki-u.ac.jp

